

1-3 紀美野町防災会議条例

紀美野町防災会議条例

平成18年1月1日
条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、紀美野町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 紀美野町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (3) 和歌山県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 和歌山県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、30人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、和歌山県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成24年12月19日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年6月22日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 紀美野町防災会議運営要綱

紀美野町防災会議運営要綱

平成27年2月4日

告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、紀美野町防災会議条例（平成18年条例第19号）第6条の規定に基づき、紀美野町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 防災会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 防災会議は、特に必要があると認めるときは、防災会議の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理出席等)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議の会議に出席できないときは、当該委員が委任する代理者を出席させることができる。この場合において、防災会議の会議に出席する代理者は、委員とみなす。

2 委員は、防災会議の会議に出席できないとき（前項の規定により代理者を出席させようとするときを含む。）、又は遅参するときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出なければならない。

(専決)

第4条 会長は、緊急を要し、防災会議の会議を招集するいとまがないと認めるときその他やむを得ない事情により防災会議の会議を招集することができないときは、専決処分することができる。

2 前項に定めるもののほか、会長は、機構改革に伴うもの及び軽微な事項の修正について、専決処分することができる。

3 会長は、前2項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議の会議において、その旨を報告するものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

1-5-2 (1) 紀美野町の人口 (参考資料:国勢調査報告)

		合併前		新町			
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
紀美野町	人口	男	5,754	5,387	4,774	4,223	3,796
		女	6,633	6,256	5,617	4,983	4,460
		計	12,387	11,643	10,391	9,206	8,256
	世帯数	4,220	4,214	3,971	3,762	3,474	

1-5-2 (2) 産業大分類別就業人口 (参考資料:国勢調査報告)

		合併前		新町		
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
紀美野町	総数	6,096	5,593	4,739	4,311	3,827
	第1次産業	970	899	628	573	485
	第2次産業	2,037	1,741	1,340	1,157	1,074
	第3次産業	3,089	2,953	2,771	2,581	2,268

1-5-3 (1) 風水害の発生記録

災害の種類	発生年月日	住家被害			
		全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
H23 台風12号	平成23年9月3日～4日		7	4	9
H24 豪雨	平成24年6月21日～22日				1
H25 台風18号	平成25年9月15日～16日			2	2
H26 台風11号	平成26年8月9日～10日		1		9
H29 台風21号	平成29年10月21日～22日		2	1	
H30 台風21号	平成30年9月4日	1			
R5 梅雨前線による大雨及び台風第2号	令和5年6月2日	4	1	28	25

1-5-3 (2) 和歌山県における主な地震の発生記録

西暦	和暦	発生月日	名称
1605	慶長9	2月3日	慶長地震
1707	宝永3	10月28日	宝永地震
1854	安政1	12月24日	安政南海地震
1899	明治32	3月7日	紀伊大和地震
1946	昭和21	12月21日	南海道地震
1948	昭和23	6月15日	(田辺市付近)
1952	昭和27	7月18日	吉野地震
1987	昭和62	5月9日	(旧美里町)
1995	平成7	1月17日	兵庫県南部地震

1-8-1 関係機関連絡先一覧

1 指定行政機関

名 称	所 在 地	電 話	F A X
総務省消防庁防災課	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-7525	03-5253-7535

2 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話	F A X
近畿地方整備局和歌山河川国道事務所	和歌山市西汀丁16	073-424-2471	073-436-3658
近畿農政局和歌山地域センター	和歌山市二番町2 和歌山地方合同庁舎5F	073-436-3831	073-436-0914
和歌山地方気象台	和歌山市男野芝丁4	073-422-1328	073-435-3132

3 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話	F A X
陸上自衛隊第37普通科連隊第3科	和泉市伯太町官有地	0725-41-0090	0725-41-0090
和歌山地方協力本部総務課	和歌山市築港1-14-6	073-422-5116	073-432-5118

4 県

名 称	所 在 地	電 話	F A X
和歌山県庁 危機管理局危機管理・消防課	和歌山市小松原通1-1	073-441-2260	073-422-7652
危機管理局防災企画課	〃	073-441-2271	〃
危機管理局災害対策課	〃	073-441-2262	〃
海草振興局地域振興部	和歌山市湊通丁北1丁目1-4	073-441-3477	073-423-7837
海草振興局建設部	和歌山市森小手穂227	073-488-7876	073-488-5182
海草振興局建設部 海南工事事務所	海南市南赤坂19	073-483-4824	073-483-4890
海草振興局健康福祉部 海南保健所	海南市大野中939	073-482-0600	073-482-3786

5 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話	F A X
関西電力送配電(株) 和歌山配電営業所	和歌山市岡山丁40	0800-777-3081	073-463-0660
日本赤十字社 和歌山県支部事業推進課	和歌山市吹上2-1-22	073-422-7141	073-422-7148
西日本電信電話(株) 和歌山支社災害対策室	和歌山市一番丁5	073-421-9180	073-425-0311
J R 西日本 海南駅	海南市名高187-8	0570-00-2486	-
日本郵政公社 野上郵便局	紀美野町動木110-1	073-489-2050	073-489-5031
〃 梅本郵便局	紀美野町梅本3	073-489-3920	073-489-3426
〃 美里郵便局	紀美野町神野市場409-1	073-495-2050	073-495-3390
日本放送協会 和歌山放送局	和歌山市吹上2-3-47	073-432-7161 073-428-1431	073-428-0785
日本通運(株) 和歌山支社	和歌山市西浜796-1	073-431-3101	073-428-2669

6 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話	F A X
一般社団法人 和歌山県LPガス協会	和歌山市黒田102-1	073-475-4740	073-475-4741
(株)テレビ和歌山	和歌山市栄谷151	073-455-5711 073-455-3211	073-453-9543
(株)和歌山放送	和歌山市湊本町3-3	073-432-7161 073-432-1431	073-428-0785 073-432-4008
大十バス(株)	紀美野町下佐々1037	073-489-2751	073-489-3290
公益社団法人 和歌山県トラック協会	和歌山市湊1414	073-422-6771	073-422-6121
一般社団法人 和歌山県医師会	和歌山市小松原通1-1 (和歌山県民文化会館内)	073-424-5101	073-436-0530
公益社団法人 和歌山県病院協会	和歌山市手平2-2 (県民交流プラザ6階)	073-436-0437	073-424-5676

7 警察

名 称	所 在 地	電 話	F A X
海南警察署	海南市日方1294-24	073-482-0110	073-482-0110

8 消防

名 称	所 在 地	電 話	F A X
紀美野町消防本部、消防署	紀美野町下佐々803-1	073-489-5146	073-489-2111
和歌山市消防局	和歌山市八番丁12	073-422-0119	073-423-0190
海南市消防本部	海南市日方1294-13	073-482-0119	073-482-0088
那賀消防組合消防本部	岩出市中迫154	0736-61-0119	0736-63-0819
伊都消防組合消防本部	かつらぎ町妙寺126-12	0736-22-0119	0736-22-6694
有田川町消防本部	有田川町徳田17-1	0737-52-5950	0737-52-5952
高野町消防本部	高野町高野山600	0736-56-3820	0736-56-3821
橋本市消防本部	橋本市東家六丁目2-1	0736-33-0119	0736-33-0630

9 近隣市町

名 称	所 在 地	電 話	F A X
和歌山市危機管理部総合防災課	和歌山市八番丁12	073-435-1199	073-435-1299
海南市総務部危機管理課	海南市南赤坂11	073-483-8406	073-482-8483
紀の川市危機管理部消防防災課	紀の川市西大井338	0736-77-1300	0736-77-2514
かつらぎ町総務課(防災センター)	かつらぎ町丁ノ町2160	0736-22-7799	0736-22-7821
有田川町総務課	有田川町下津野2018-4	0737-52-2111	0737-52-3210
高野町総務課	高野町高野山638	0736-56-3000	0736-56-4745

10 報道機関

(1) テレビ・ラジオ

名 称	所 在 地	電 話	F A X
日本放送協会 和歌山放送局	和歌山市吹上2-3-47	073-432-7161 073-428-1431	073-428-0785
(株)テレビ和歌山	和歌山市栄谷151	073-455-5711 073-455-3211	073-453-9543
(株)和歌山放送	和歌山市湊本町3-3	073-432-7161 073-432-1431	073-428-0785 073-432-4008
朝日放送	和歌山市吹上1-5-4山本文則方	073-422-8209	06-6458-1241
関西テレビ放送	和歌山市湊44-8第5富田ビル4階	073-431-5585	06-6315-2326
毎日放送	和歌山市湊通丁南4-19	073-424-7876	06-6359-3559
讀賣テレビ放送	和歌山市西小二里3-5-14小沢文規方	073-424-1211	073-433-0701

(2) 新聞

名 称	所 在 地	電 話	F A X
朝日新聞社和歌山支局	和歌山市七番丁17 和歌山朝日ビル	073-422-2131	073-422-2133
毎日新聞社和歌山支局	和歌山市八番丁31 八番丁ビル2F	073-431-1411	073-433-0650
読売新聞社和歌山支局	和歌山市雑賀屋町東ノ丁16	073-422-1144	073-422-1146
産経新聞社和歌山支局	和歌山市十三番丁30 酒直ビル1階	073-422-1915	073-435-3018
共同通信社和歌山支局	和歌山市八番丁11 日生ビル5階	073-428-2255	073-433-4310
時事通信社和歌山支局	和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所2階	073-422-5529	073-423-7759
中日新聞社和歌山支局	和歌山市小松原5-7-18 小松原ハイツ1-A	073-427-0477	073-427-0488
日本経済新聞社和歌山支局	和歌山市片岡町1-1	073-423-1134	073-426-0714
和歌山建設新聞社	和歌山市湊通丁南1-3-1	073-431-1063	073-431-4694
ニュース和歌山	和歌山市南中間町20	073-433-2051	073-431-6613
和歌山新報社	和歌山市福町49 和歌山中橋ビル4F	073-433-6111	073-433-5440
政経ジャーナル	和歌山市小松原通1-1 畑中ビル4F	073-432-6511	073-423-1770
南海新聞社	和歌山市六十谷1292	073-462-3655	073-462-3655
和歌山時事新聞	和歌山市六十谷698-23	073-462-1284	073-462-1284
紀北日日新聞社	紀の川市粉河845	0736-73-2938	0736-73-2938

11 その他公共的機関

名 称	所 在 地	電 話	F A X
和歌山電鐵(株)	和歌山市伊太祈曽73	073-478-0110	073-466-3577
紀美野町商工会	紀美野町神野市場226-1 (紀美野町役場 美里支所内)	073-495-3260	073-495-3261
J Aながみね農業協同組合	海南市大野中718-1	073-482-6131	073-482-9246
紀美野町建設業協会	紀美野町神野市場230-3	073-495-2188	073-495-3202
一般社団法人 海南医師会	海南市日方1519-10 保健福祉センター3階	073-483-4791	073-483-2623

2-1-1 知事管理河川重要水防箇所

(資料：県計画・資料編)

番号	水系名	河川名	左右岸	場 所	延長m	重要度	危険理由
59	紀の川	貴志川	左	黒沢橋上流320m～黒沢橋上流640m	320	A	水衝洗掘
60	紀の川	貴志川	右	黒沢橋上流240m～黒沢橋上流620m	380	A	水衝洗掘
61	紀の川	貴志川	右	吉見橋下流120m～吉見橋上流120m	240	B	法崩れ・すべり
62	紀の川	真国川	右	上ノ川橋下流100m～上ノ川橋	100	A	堤防高
63	紀の川	貴志川	右	天神橋上流100m～大門橋	480	A	堤防断面
64	紀の川	貴志川	右	滝川橋下流280m～滝川橋下流180m	100	A	水衝洗掘
65	紀の川	貴志川	左	三尾川大橋上流50m～三尾川大橋上流150m	100	A	水衝洗掘
66	紀の川	貴志川	左	神原大橋上流70m～神原大橋上流470m	400	A	水衝洗掘

注) A 最も重要と思われる箇所

B 次に重要と思われる箇所

C やや重要と思われる箇所

2-1-2 (1) 砂防指定地

(資料：県計画・資料編)

整理番号	河川名	溪流名	大字	字	面積 (ha)
野上-1	貴志川	梅本川	福井	練谷 中島	3.99 (6.40)
野上-2	貴志川	長谷川	長谷	曲里 栗林	2.75 (2.43)
野上-3	真国川	西野川	西野	西谷	4.42 (4.73)
野上-4	貴志川	柴目川	柴目	西谷 大西谷	11.27 (9.20)
野上-5	貴志川	湯ノ戸川及び 露谷川	吉野	登尾道	1.19 (3.35)
野上-6	山田川	堂谷川	柴目	堂谷	0.37 (0.34)
野上-7	山田川	堂谷川	柴目	堂谷	0.48 (0.48)
野上-8	貴志川	堂谷川	柴目	柴目尾 堂谷	1.12 (1.01)
美里-1-1	貴志川	桶谷川	毛原中	桶谷 明賀口	3.02 (4.71)
美里-1-2	貴志川	貴志川	中	平原 滝畑	5.91 (5.40)
美里-2-1	貴志川	貴志川	毛原上	尊房	3.72 (2.80)
美里-2-2	貴志川	名村谷川	毛原上	万京	3.10 (3.15)
美里-3	貴志川	勝谷川	勝谷	西の門	9.65 (10.00)
美里-4	貴志川	貴志川	五反田尊房		3.11 (2.20)
美里-5	貴志川	上井川	上ヶ井	小松西原	1.85 (6.57)
美里-6	貴志川	大原谷川	樋下	大原	2.21 (2.40)
美里-7	貴志川	上ヶ井谷川及び 上ヶ井谷川右支川	上ヶ井	上井谷 小松	5.23 (5.10)
美里-8	貴志川	山本谷川	長谷宮	北谷	1.80 (2.64)
美里-9	貴志川	西谷川及び 同左支川	長谷宮	西谷	0.72 (0.74)
美里-10	貴志川	西谷川	長谷宮	西谷	18.30 (17.60)
美里-11	貴志川	坂の谷川	長谷宮	阪ノ谷	52.82 (78.17)
美里-12	貴志川	上ヶ井谷川	上ヶ井	上井谷 日裏原	1.27 (0.67)

2-1-2 (2) 土石流危険溪流

(資料：県計画・資料編)

	溪流番号	字名	河川名	溪流名	流域面積
1	1-302-1-001	長谷	貴志川	右支溪	0.01
2	1-302-1-002	長谷	貴志川	右支溪	0.02
3	1-302-1-003	長谷	貴志川	右支溪	0.23
4	1-302-1-004	長谷	貴志川	右支溪	0.10
5	1-302-1-005	長谷	貴志川	右支溪	0.04
6	1-302-1-006	長谷	貴志川	黒蔵谷	0.29
7	1-302-1-007	柴目	貴志川	東谷	0.05
8	1-302-1-008	柴目	貴志川	堂谷	0.06
9	1-302-1-009	柴目	貴志川	右支溪	0.04
10	1-302-1-010	柴目	貴志川	右支溪	0.04
11	1-302-1-011	柴目	貴志川	右支溪	0.02
12	1-302-1-012	柴目	貴志川	長谷	0.01
13	1-302-1-013	動木	貴志川	右支溪	0.06
14	1-302-1-014	動木	貴志川	右支溪	0.01
15	1-302-1-015	小畑	貴志川	北山谷	0.06
16	1-302-1-016	小畑	貴志川	右支溪	0.03
17	1-302-1-017	小畑	貴志川	埋谷	0.09
18	1-302-1-018	小畑	貴志川	右支溪	0.03
19	1-302-1-019	動木	貴志川	檜河谷	0.02
20	1-302-1-020	動木	貴志川	段子谷	0.04
21	1-302-1-021	柴目	梅本川	左支溪	0.16
22	1-302-1-022	柴目	梅本川	左支溪	0.01
23	1-302-1-023	動木	梅本川	堂谷川	0.03
24	1-302-1-024	動木	梅本川	左支溪	0.02
25	1-302-1-025	動木	貴志川	右支溪	0.02
26	1-302-1-026	動木	貴志川	馬谷	0.17
27	1-302-1-027	下佐々	貴志川	右支溪	0.08
28	1-302-1-028	下佐々	貴志川	右支溪	0.08
29	1-302-1-029	吉野	貴志川	湯の戸谷	0.20
30	1-302-1-030	吉野	貴志川	登尾谷	0.07
31	1-302-1-031	吉野	貴志川	右支溪	0.05
32	1-302-1-032	吉野	貴志川	右支溪	0.01
33	1-302-1-033	吉野	貴志川	長尾谷	0.09
34	1-302-1-034	吉野	貴志川	薬師尾谷	0.09
35	1-302-1-035	松瀬	真国川	右支溪	0.04
36	1-302-1-036	釜滝	真国川	右支溪	0.34
37	1-302-1-037	西野	真国川	絵図谷	0.22
38	1-302-1-038	西野	真国川	西野谷	0.18
39	1-302-1-039	西野	真国川	西野谷	0.07
40	1-302-1-040	西野	真国川	右支溪	0.01
41	1-302-1-041	西野	真国川	右支溪	0.02
42	1-302-1-042	西野	真国川	堀谷	0.41
43	1-302-1-043	西野	真国川	右支溪	0.01
44	1-302-1-044	西野	真国川	右支溪	0.01
45	1-302-1-045	福井	梅本川	右支溪	0.02
46	1-302-1-046	福井	梅本川	右支溪	0.03
47	1-302-1-047	福井	梅本川	右支溪	0.16
48	1-302-1-048	坂本	梅本川	右支溪	0.32
49	1-302-1-049	梅本	梅本川	深山谷	0.56
50	1-302-1-050	梅本	梅本川	梅本川	1.15
51	1-302-1-051	奥佐々	梅本川	西岡谷	0.05
52	1-302-1-052	福井	梅本川	左支溪	0.05
53	1-302-1-053	福井	梅本川	左支溪	0.06
54	1-302-1-054	福井	梅本川	左支溪	0.03
55	1-302-1-055	福井	梅本川	左支溪	0.06
56	1-302-1-056	福井	梅本川	左支溪	0.01
57	1-302-1-057	吉野	貴志川	左支溪	0.01
58	1-302-1-058	下佐々	貴志川	左支溪	0.14
59	1-302-1-059	下佐々	貴志川	左支溪	0.03
60	1-302-1-060	下佐々	貴志川	左支溪	0.03
61	1-302-1-061	下佐々	貴志川	左支溪	0.25

62	1-302-1-062	下佐々	貴志川	左支溪	0.05
63	1-302-1-063	下佐々	貴志川	左支溪	0.12
64	1-302-1-064	下佐々	貴志川	左支溪	0.07
65	1-303-1-001	井堰	真国川	右支溪	0.05
66	1-303-1-002	藁垣内	真国川	奥ノ谷	0.77
67	1-303-1-003	藁垣内	真国川	幕谷川	1.16
68	1-303-1-004	真国宮	真国川	ナコタ谷 右支川	1.08
69	1-303-1-005	真国宮	真国川	栃谷	0.02
70	1-303-1-006	四郷	真国川	右支溪	0.03
71	1-303-1-007	勝谷	真国川	左支溪	0.06
72	1-303-1-008	円明寺	真国川	石本谷	0.71
73	1-303-1-009	初生谷	真国川	左支溪	1.09
74	1-303-1-010	藁津呂	真国川	栃谷	0.15
75	1-303-1-011	井堰	真国川	左支溪	0.24
76	1-303-1-012	永谷	貴志川	永谷	0.03
77	1-303-1-013	福田	貴志川	右支溪	0.02
78	1-303-1-014	神野市場	貴志川	右支溪	0.01
79	1-303-1-015	津川	貴志川	右支溪	0.22
80	1-303-1-016	津川	貴志川	右支溪	0.22
81	1-303-1-017	鎌滝	貴志川	長谷谷	0.11
82	1-303-1-018	鎌滝	貴志川	日裏谷	0.04
83	1-303-1-019	桂瀬	貴志川	右支溪	0.02
84	1-303-1-020	松ヶ峯	貴志川	右支溪	0.06
85	1-303-1-021	中	貴志川	林家谷	0.06
86	1-303-1-022	中	貴志川	あみだ谷	0.11
87	1-303-1-023	中	貴志川	下谷	0.14
88	1-303-1-024	毛原下	貴志川	山戸谷	0.13
89	1-303-1-025	小西	貴志川	大西谷	0.22
90	1-303-1-026	小西	貴志川	朝日谷	0.07
91	1-303-1-027	長谷宮	貴志川	新道池の谷	0.04
92	1-303-1-028	長谷宮	貴志川	西谷	0.19
93	1-303-1-029	長谷宮	貴志川	西谷左支	0.03
94	1-303-1-030	長谷宮	貴志川	獄原谷	0.04
95	1-303-1-031	毛原宮	貴志川	奥出谷	0.25
96	1-303-1-032	毛原宮	貴志川	左支溪	0.06
97	1-303-1-033	毛原中	貴志川	左支溪	0.01
98	1-303-1-034	毛原中	貴志川	左支溪	0.02
99	1-303-1-035	毛原中	貴志川	左支溪	0.09
100	1-303-1-036	毛原中	貴志川	前窪垣内谷	0.64
101	1-303-1-037	小西	貴志川	左支溪	0.09
102	1-303-1-038	毛原下	貴志川	左支溪	0.02
103	1-303-1-039	毛原下	貴志川	左支溪	1.13
104	1-303-1-040	滝ノ川	貴志川	左支溪	1.28
105	1-303-1-041	田	貴志川	左支溪	0.12
106	1-303-1-042	赤木	貴志川	赤木谷	0.78
107	1-303-1-043	赤木	貴志川	左支溪	0.01
108	1-303-1-044	三尾川	貴志川	椎木谷	1.23
109	1-303-1-045	三尾川	貴志川	中内谷	0.18
110	1-303-1-046	三尾川	貴志川	左支溪	0.04
111	1-303-1-047	三尾川	貴志川	左支溪	0.02
112	1-303-1-048	三尾川	貴志川	左支溪	0.02
113	1-303-1-049	上ヶ井	貴志川	小松谷 イワシ谷	2.29
114	1-303-1-050	野中	貴志川	左支溪	0.10
1	1-302-2-001	国木原	山田川	左支溪	0.02
2	1-302-2-002	国木原	山田川	左支溪	0.55
3	1-302-2-003	国木原	山田川	左支溪	0.03
4	1-302-2-004	国木原	山田川	左支溪	0.25
5	1-302-2-005	国木原	山田川	左支溪	0.05
6	1-302-2-006	国木原	山田川	左支溪	0.07
7	1-302-2-007	長谷	貴志川	右支溪	0.03
8	1-302-2-008	長谷	貴志川	右支溪	0.02
9	1-302-2-009	柴目	貴志川	右支溪	0.01
10	1-302-2-010	柴目	貴志川	右支溪	0.03

11	1-302-2-011	柴目	貴志川	右支溪	0.03
12	1-302-2-012	柴目	貴志川	右支溪	0.05
13	1-302-2-013	柴目	貴志川	右支溪	0.19
14	1-302-2-014	柴目	貴志川	右支溪	0.02
15	1-302-2-015	柴目	貴志川	右支溪	0.04
16	1-302-2-016	柴目	貴志川	右支溪	0.12
17	1-302-2-017	柴目	貴志川	右支溪	0.01
18	1-302-2-018	柴目	貴志川	右支溪	0.01
19	1-302-2-019	柴目	貴志川	右支溪	0.02
20	1-302-2-020	柴目	貴志川	右支溪	0.01
21	1-302-2-021	長谷	貴志川	右支溪	0.01
22	1-302-2-022	柴目	柴目川	西谷	0.22
23	1-302-2-023	動木	柴目川	左支溪	0.03
24	1-302-2-024	動木	柴目川	左支溪	0.04
25	1-302-2-025	動木	梅本川	左支溪	0.05
26	1-302-2-026	吉野	貴志川	右支溪	0.04
27	1-302-2-027	吉野	貴志川	右支溪	0.04
28	1-302-2-028	吉野	貴志川	右支溪	0.09
29	1-302-2-029	吉野	貴志川	右支溪	0.20
30	1-302-2-030	松瀬	真国川	右支溪	0.10
31	1-302-2-031	松瀬	真国川	右支溪	0.13
32	1-302-2-032	松瀬	真国川	右支溪	0.10
33	1-302-2-033	釜滝	真国川	右支溪	0.01
34	1-302-2-034	西野	真国川	釜滝谷	0.09
35	1-302-2-035	西野	真国川	前谷	0.15
36	1-302-2-036	西野	真国川	前谷	0.11
37	1-302-2-037	西野	真国川	右支溪	0.01
38	1-302-2-038	西野	真国川	右支溪	0.01
39	1-302-2-039	東野	真国川	右支溪	0.24
40	1-302-2-040	東野	真国川	右支溪	0.01
41	1-302-2-041	東野	真国川	右支溪	0.01
42	1-302-2-042	東野	真国川	柿谷	0.03
43	1-302-2-043	東野	真国川	右支溪	0.01
44	1-302-2-044	東野	真国川	コクセロ谷	0.47
45	1-302-2-045	松瀬	真国川	左支溪	0.03
46	1-302-2-046	福井	梅本川	右支溪	0.06
47	1-302-2-047	福井	梅本川	右支溪	0.01
48	1-302-2-048	福井	梅本川	右支溪	0.02
49	1-302-2-049	福井	梅本川	右支溪	0.25
50	1-302-2-050	福井	梅本川	右支溪	0.02
51	1-302-2-051	福井	梅本川	右支溪	0.04
52	1-302-2-052	福井	梅本川	馬場奥谷	0.45
53	1-302-2-053	福井	梅本川	右支溪	0.05
54	1-302-2-054	梅本	梅本川	右支溪	0.01
55	1-302-2-055	梅本	梅本川	西の口谷	0.12
56	1-302-2-056	梅本	梅本川	中田谷川	2.45
57	1-302-2-057	中田	梅本川	中津川	0.64
58	1-302-2-058	奥佐々	梅本川	左支溪	0.06
59	1-302-2-059	奥佐々	梅本川	左支溪	0.03
60	1-302-2-060	福井	梅本川	左支溪	0.04
61	1-302-2-061	福井	梅本川	左支溪	0.01
62	1-302-2-062	福井	梅本川	左支溪	0.01
63	1-302-2-063	福井	梅本川	左支溪	0.02
64	1-302-2-064	吉野	貴志川	左支溪	0.01
65	1-302-2-065	下佐々	貴志川	左支溪	0.04
66	1-302-2-066	下佐々	貴志川	左支溪	0.04
67	1-302-2-067	下佐々	貴志川	左支溪	0.48
68	1-302-2-068	下佐々	貴志川	左支溪	0.37
69	1-303-2-001	井堰	真国川	右支溪	0.02
70	1-303-2-002	井堰	真国川	右支溪	0.05
71	1-303-2-003	養垣内	真国川	幕谷	0.04
72	1-303-2-004	真国宮	真国川	右支溪	0.01
73	1-303-2-005	養津呂	真国川	ササミ谷	0.36

74	1-303-2-006	蓑津呂	真国川	垣内谷	0.11
75	1-303-2-007	北野	真国川	右支溪	0.08
76	1-303-2-008	円明寺	真国川	妙見谷	0.11
77	1-303-2-009	勝谷	真国川	左支溪	0.06
78	1-303-2-010	円明寺	真国川	左支溪	0.06
79	1-303-2-011	花野原	真国川	左支溪	0.11
80	1-303-2-012	福田	貴志川	右支溪	0.01
81	1-303-2-013	福田	貴志川	右支溪	0.04
82	1-303-2-014	永谷	貴志川	永谷	0.05
83	1-303-2-015	神野市場	貴志川	右支溪	0.07
84	1-303-2-016	神野市場	貴志川	右支溪	0.02
85	1-303-2-017	津川	貴志川	野中谷	0.08
86	1-303-2-018	津川	貴志川	右支溪	0.01
87	1-303-2-019	津川	貴志川	津川	0.45
88	1-303-2-020	津川	貴志川	右支溪	0.08
89	1-303-2-021	鎌滝	貴志川	右支溪	0.28
90	1-303-2-022	明添	貴志川	右支溪	0.04
91	1-303-2-023	明添	貴志川	右支溪	0.04
92	1-303-2-024	明添	貴志川	右支溪	0.05
93	1-303-2-025	鎌滝	貴志川	右支溪	0.47
94	1-303-2-026	赤木	貴志川	右支溪	0.27
95	1-303-2-027	高畑	貴志川	明谷川	1.41
96	1-303-2-028	桂瀬	貴志川	右支溪	0.06
97	1-303-2-029	松ヶ峯	貴志川	右支溪	0.07
98	1-303-2-030	松ヶ峯	貴志川	東尾谷	0.06
99	1-303-2-031	田	貴志川	西谷	0.47
100	1-303-2-032	谷	貴志川	右支溪	0.07
101	1-303-2-033	谷	貴志川	右支溪	0.03
102	1-303-2-034	谷	貴志川	右支溪	0.02
103	1-303-2-035	中	貴志川	右支溪	0.01
104	1-303-2-036	中	貴志川	右支溪	0.01
105	1-303-2-037	中	貴志川	右支溪	0.30
106	1-303-2-038	毛原下	貴志川	小久保谷	0.08
107	1-303-2-039	毛原下	貴志川	右支溪	0.04
108	1-303-2-040	毛原下	貴志川	右支溪	0.22
109	1-303-2-041	小西	貴志川	滝本谷	0.05
110	1-303-2-042	毛原宮	貴志川	右支溪	0.05
111	1-303-2-043	毛原上	貴志川	右支溪	0.02
112	1-303-2-044	毛原上	貴志川	右支溪	0.02
113	1-303-2-045	長谷宮	貴志川	山本谷川	1.02
114	1-303-2-046	長谷宮	貴志川	坂の谷川	0.73
115	1-303-2-047	長谷宮	貴志川	左支溪	0.04
116	1-303-2-048	長谷宮	貴志川	中前谷	0.05
117	1-303-2-049	長谷宮	貴志川	左支溪	0.08
118	1-303-2-050	長谷宮	貴志川	左支溪	0.01
119	1-303-2-051	長谷宮	貴志川	左支溪	0.03
120	1-303-2-052	長谷宮	貴志川	左支溪	0.11
121	1-303-2-053	毛原上	貴志川	左支溪	0.01
122	1-303-2-054	毛原上	貴志川	左支溪	0.02
123	1-303-2-055	毛原上	貴志川	左支溪	0.08
124	1-303-2-056	毛原上	貴志川	左支溪	0.09
125	1-303-2-057	毛原宮	貴志川	桶谷川	1.44
126	1-303-2-058	毛原中	貴志川	左支溪	0.06
127	1-303-2-059	毛原中	貴志川	石本谷	0.49
128	1-303-2-060	毛原中	貴志川	左支溪	0.05
129	1-303-2-061	小西	貴志川	左支溪	0.03
130	1-303-2-062	小西	貴志川	左支溪	0.40
131	1-303-2-063	滝ノ川	貴志川	左支溪	0.47
132	1-303-2-064	今西	貴志川	左支溪	0.08
133	1-303-2-065	鎌滝	貴志川	左支溪	0.02
134	1-303-2-066	三尾川	貴志川	左支溪	0.03
135	1-303-2-067	箕六	貴志川	左支川	1.87
136	1-303-2-068	野中	貴志川	左支溪	0.03
137	1-303-2-069	福田	貴志川	左支溪	0.06

2-1-3 山地災害危険箇所

(資料：県計画・資料編)

種別	地区番号		大字	字	面積 (ha)
山腹崩壊危険箇所	302	0002	長谷		3.74
	302	0003	長谷		4.83
	302	0004	国木原		0.58
	302	0005	国木原		0.32
	302	0006	国木原		1.83
	302	0007	長谷		0.68
	302	0008	柴目		0.72
	302	0013	東野		2.70
	302	0014	東野		1.26
	302	0015	東野		1.33
	302	0016	動木		1.78
	302	0017	小畑		0.39
	302	0018	動木		0.14
	302	0019	動木		0.65
	302	0021	下佐々		5.46
	302	0022	下佐々		3.62
	302	0023	下佐々		4.38
	302	0024	吉野		0.92
	302	0025	吉野		0.58
	302	0026	柴目		2.36
	302	0027	柴目		2.52
	302	0028	吉野		3.73
	302	0029	釜滝		1.43
	302	0030	釜滝		1.94
	302	0032	釜滝		2.56
	302	0033	松瀬		3.04
	302	0034	松瀬		1.18
	302	0035	松瀬		0.67
	302	0036	松瀬		10.00
	302	0037	松瀬		0.85
	302	0040	東野		2.55
	302	0041	動木		0.73
	302	0042	動木		0.38
	302	0043	動木		0.22
	302	0044	下佐々		1.78
	302	0045	下佐々		1.92
	302	0046	下佐々		2.00
	302	0047	下佐々		1.33
	302	0048	下佐々		0.46
	302	0049	下佐々		0.28
	302	0050	下佐々		0.83
	302	0052	福井		0.85
	302	0053	福井		2.17
	302	0054	福井		0.67
	302	0055	福井		1.43
	302	0056	福井		2.92
	302	0057	福井		0.58
	302	0058	福井		0.82
	302	0059	福井		1.03
	302	0060	福井		1.01
302	0061	福井		1.42	
302	0062	福井		0.88	
302	0063	福井		0.43	
302	0064	福井		3.21	
302	0065	福井		2.53	
302	0066	福井		1.39	
302	0067	奥佐々		1.02	
302	0068	坂本		0.74	
302	0069	奥佐々		6.12	
302	0071	奥佐々		3.86	
302	0072	奥佐々		1.81	

302	0073	奥佐々		0.44
302	0074	奥佐々		0.53
302	0075	奥佐々		0.34
302	0076	奥佐々		1.35
302	0077	梅本		0.58
302	0078	坂本		0.95
302	0079	梅本		3.54
302	0080	坂本		0.63
302	0081	坂本		0.65
302	0082	梅本		1.01
302	0083	中田		1.01
302	0084	坂本		1.21
302	0085	梅本		2.14
302	0086	梅本		0.73
302	0087	中田		1.75
302	0088	中田		2.15
302	0089	梅本		0.64
302	0090	梅本		0.32
302	0092	中田		4.11
302	0093	中田		0.25
302	0094	中田		0.34
302	0095	中田		0.51
302	0096	梅本		0.97
302	0097	梅本		1.15
303	0001	井堰		2.12
303	0002	福田		2.16
303	0003	井堰		4.46
303	0004	養垣内		1.95
303	0005	養垣内		0.26
303	0006	真国宮		0.59
303	0007	真国宮		2.13
303	0008	養津呂		2.94
303	0009	養津呂		5.43
303	0010	花野原		1.67
303	0011	花野原		2.65
303	0012	花野原		3.66
303	0013	北野		2.25
303	0014	円明寺		5.77
303	0016	円明寺		0.81
303	0017	円明寺		1.29
303	0019	勝谷		1.17
303	0020	毛原上		7.56
303	0021	毛原上		6.83
303	0022	毛原上		7.72
303	0023	毛原上		2.28
303	0024	長谷宮		0.89
303	0026	長谷宮		1.32
303	0027	長谷宮		1.28
303	0028	長谷宮		1.22
303	0029	長谷宮		4.79
303	0030	長谷宮		4.86
303	0032	長谷宮		4.14
303	0033	長谷宮		1.60
303	0034	福田		2.12
303	0035	福田		1.10
303	0036	福田		3.35
303	0037	福田		7.63
303	0038	福田		1.03
303	0039	神野市場		1.51
303	0041	安井		0.88
303	0042	安井		4.66
303	0043	野中		4.89

303	0044	南畑		3.43
303	0045	箕六		14.74
303	0048	箕六		2.25
303	0050	上ヶ井		3.00
303	0053	箕六		1.37
303	0056	上ヶ井		3.08
303	0057	上ヶ井		5.12
303	0058	上ヶ井		2.81
303	0059	上ヶ井		2.17
303	0060	上ヶ井		0.20
303	0061	津川		1.31
303	0062	津川		1.82
303	0063	井堰		0.63
303	0064	藁垣内		0.38
303	0065	藁津呂		1.57
303	0066	花野原		2.35
303	0067	花野原		1.22
303	0068	初生谷		4.40
303	0069	初生谷		0.87
303	0070	津川		0.88
303	0071	明添		1.79
303	0072	大角		6.46
303	0073	鎌滝		1.10
303	0074	鎌滝		0.16
303	0075	三尾川		2.18
303	0076	三尾川		0.78
303	0077	三尾川		1.60
303	0078	三尾川		1.67
303	0080	赤木		0.63
303	0081	明添		0.37
303	0082	鎌滝		7.20
303	0083	鎌滝		1.75
303	0084	高畑		1.14
303	0085	高畑		0.26
303	0086	桂瀬		1.34
303	0087	松ヶ峯		2.41
303	0088	高畑		2.66
303	0089	松ヶ峯		2.31
303	0090	松ヶ峯		1.75
303	0091	桂瀬		0.72
303	0092	桂瀬		0.41
303	0093	桂瀬		1.08
303	0095	今西		4.11
303	0097	谷		2.84
303	0098	菅沢		2.38
303	0099	菅沢		1.06
303	0100	菅沢		1.68
303	0101	菅沢		4.80
303	0102	田		2.96
303	0103	菅沢		3.71
303	0104	田		2.03
303	0105	田		4.55
303	0106	谷		1.37
303	0107	谷		0.63
303	0108	谷		3.28
303	0109	谷		1.11
303	0110	谷		0.81
303	0112	谷		0.55
303	0113	谷		1.51
303	0114	谷		0.46
303	0115	谷		3.81
303	0116	谷		1.38
303	0117	谷		2.34

303	0118	谷		0.52
303	0119	谷		1.28
303	0121	谷		0.65
303	0122	勝谷		3.05
303	0123	円明寺		12.66
303	0124	勝谷		2.87
303	0125	毛原中		1.45
303	0126	中		0.79
303	0127	中		2.73
303	0128	滝ノ川		4.29
303	0129	滝ノ川		0.49
303	0130	滝ノ川		4.87
303	0135	毛原下		0.92
303	0137	毛原下		6.79
303	0139	毛原下		0.73
303	0140	毛原下		4.33
303	0141	毛原下		1.85
303	0143	毛原下		0.63
303	0144	毛原下		0.77
303	0145	毛原下		0.74
303	0147	毛原下		0.35
303	0148	小西		2.52
303	0149	小西		0.92
303	0150	小西		0.52
303	0151	小西		0.58
303	0152	小西		4.43
303	0154	小西		0.39
303	0155	小西		1.48
303	0156	毛原中		4.78
303	0157	毛原中		0.57
303	0159	毛原中		0.18
303	0161	毛原中		3.96
303	0162	毛原中		6.08
303	0163	毛原中		0.73
303	0164	毛原宮		1.58
303	0165	毛原中		0.96
303	0166	毛原宮		0.30
303	0167	毛原宮		10.92
303	0168	毛原上		0.31
303	0169	毛原宮		1.35
303	0170	毛原上		0.83
303	0171	毛原上		1.61
303	0172	毛原上		0.57
303	0173	毛原上		1.14
303	0174	毛原上		0.63
303	0177	毛原上		2.85
303	0178	毛原上		2.50
303	0179	毛原上		0.16
303	0180	毛原上		0.77
303	0181	毛原上		1.08
303	0183	明添		0.32
303	0184	三尾川		2.25
303	0185	津川		1.89
304	1001	松瀬		2.11
304	1002	福井		1.05
304	1003	毛原中		2.24
304	1006	松ヶ峯		0.48
304	1007	長谷宮		3.01
304	1008	毛原宮		0.18
304	1009	毛原宮		1.56
304	1010	円明寺		2.03
304	1011	円明寺		0.55
304	1012	谷		0.52

304	1013	大角		5.35
304	1014	谷		0.69
304	1015	下佐々		0.16
304	5001	長谷		0.67
304	5002	北野		0.68
304	5003	松瀬		0.58
304	5004	毛原宮		0.51
304	5005	動木		0.48
304	5006	梅本		0.07
304	5007	桂瀬		0.15
304	5008	今西		0.11
304	5009	松ヶ峯		0.34
304	5011	田		0.06
304	5012	田		0.09
304	5013	田		0.08
304	5016	毛原下		0.21
304	5017	谷		0.22
304	5018	田		0.11
304	5019	鎌滝		0.56
304	5020	神野市場		0.41
304	5021	神野市場		0.17
304	5022	神野市場		0.10
304	5023	福井		0.18
304	5024	梅本		0.22
304	5025	福井		0.23
304	5026	福井		0.24
304	5027	福井		0.16
304	5028	明添		0.06
304	5029	谷		0.19
304	5030	谷		0.09
304	5031	谷		0.10
304	5033	毛原上		0.22
304	5034	毛原宮		0.46
304	5035	勝谷		0.28
304	5036	松瀬		0.17
304	5037	松瀬		0.08
304	5038	福田		0.06
304	5039	吉野		0.11
304	5040	吉野		6.37
304	5041	動木		0.05
304	5042	毛原上		0.19
304	5043	勝谷		0.21
304	5044	円明寺		0.14
304	5045	円明寺		0.28
304	5046	花野原		0.53
304	5047	花野原		0.24
304	5048	初生谷		0.08
304	5049	北野		0.22
304	5050	蓑津呂		0.74
304	5051	蓑津呂		0.13
304	5052	真国宮		0.10
304	5053	井堰		0.21
304	5054	井堰		0.30
304	5056	東野		0.05
304	5057	釜滝		0.07
304	5058	動木		0.23
304	5059	動木		0.27
304	5060	動木		0.07
304	5061	小畑		0.28
304	5062	動木		0.11
304	5063	動木		0.05
304	5064	動木		0.23
304	5065	動木		0.16

	304	5066	動木		0.25
	304	5067	動木		0.14
	304	5068	小畑		0.33
	304	5069	小畑		0.21
	304	5070	小畑		0.30
	304	5072	動木		0.11
	304	5073	動木		0.21
	304	5074	柴目		0.09
	304	5075	柴目		0.10
	304	5076	長谷		0.20
	304	5077	柴目		0.07
	304	5078	柴目		0.04
	304	5079	柴目		0.16
	304	5080	柴目		0.03
	304	5081	柴目		0.04
	304	5082	柴目		0.04
	304	5083	柴目		0.07
	304	5084	四郷		0.57
	304	5085	毛原上		0.12
	304	5086	長谷		0.13
	304	5087	長谷		0.08
	304	5088	長谷		0.11
	304	5089	長谷		0.07
	304	5090	長谷		0.14
	304	5091	柴目		0.04
	304	5092	長谷宮		0.22
	304	5093	長谷宮		0.27
	304	5094	長谷宮		0.15
	304	5095	長谷宮		0.09
	304	5096	毛原宮		0.10
	304	5097	柴目		0.16
	304	5099	国木原		0.32
	304	5101	円明寺		0.62
	304	5103	毛原下		1.12
	304	5104	坂本	月ノ木	2.00
	304	5105	坂本	月ノ木	2.30
崩壊土砂流出	302	0001	柴目		35.76
	302	0002	西野	尾原	14.34
	302	0005	東野	堂西	23.48
	302	0006	小畑		4.18
	302	0007	吉野		9.43
	302	0008	松瀬	植松	18.73
	302	0010	松瀬	廣畑	12.31
	302	0011	松瀬	廣畑	9.36
	302	0012	松瀬		5.45
	302	0013	東野		48.13
	302	0014	下佐々		6.06
	302	0015	下佐々		3.01
	302	0016	下佐々		3.13
	302	0017	下佐々		12.41
	302	0018	福井		2.48
	302	0019	福井	東	2.41
	302	0020	福井		16.28
	302	0021	福井		2.50
	302	0022	福井	東	2.07
	302	0023	福井		16.41
	302	0024	福井		4.10
	302	0025	福井		9.76
	302	0026	福井		1.54
	302	0027	福井		3.68
	302	0028	奥佐々		2.50
	302	0029	奥佐々		6.39
	302	0030	奥佐々		123.02

302	0031	奥佐々		154.58
302	0032	坂本	陰地奥	27.24
302	0033	坂本		227.80
302	0034	梅本		21.90
303	0001	井堰		78.20
303	0002	蓑垣内	西幕谷	117.06
303	0003	真国宮		109.23
303	0004	真国宮	宮垣内	1.87
303	0005	北野		17.20
303	0006	円明寺		8.91
303	0007	勝谷	オンジ	5.69
303	0008	勝谷	西ノ門	6.32
303	0009	勝谷	近山	7.42
303	0010	勝谷	上ノサキ	6.08
303	0011	長谷宮	北谷	72.09
303	0012	長谷宮		3.41
303	0013	長谷宮		8.41
303	0014	長谷宮	内ノ峠	4.14
303	0015	長谷宮		1.83
303	0016	長谷宮		3.63
303	0017	長谷宮	馬場向	7.00
303	0018	長谷宮	狸尾	178.89
303	0019	長谷宮	柳生谷	185.37
303	0020	井堰		27.51
303	0021	永谷	西上	4.11
303	0022	福田		1.55
303	0023	福田		4.12
303	0024	福田		1.99
303	0025	野中	山添	10.69
303	0026	箕六	大峯	28.08
303	0027	上ヶ井		13.59
303	0028	上ヶ井		6.83
303	0029	三尾川	小西浦	1.95
303	0030	三尾川	椎木谷	1.62
303	0031	三尾川		3.39
303	0032	津川	野中	3.34
303	0033	津川	堂垣内	44.37
303	0034	蓑垣内		3.08
303	0035	真国宮	奥山	55.24
303	0036	花野原	峠谷	111.73
303	0037	初生谷		37.83
303	0038	津川		7.76
303	0039	津川	堂垣内	19.19
303	0040	津川	瀬垣内	9.06
303	0041	津川		44.86
303	0042	明添		14.19
303	0043	明添		4.38
303	0044	明添	下隠地	5.34
303	0045	明添	上隠地	3.61
303	0046	明添		3.43
303	0047	鎌滝		3.96
303	0048	三尾川		4.81
303	0049	三尾川		122.61
303	0050	三尾川		7.91
303	0051	赤木		4.37
303	0052	赤木	上通	72.52
303	0053	赤木		27.18
303	0054	桂瀬		98.03
303	0055	今西		8.33
303	0056	今西		15.94
303	0057	松ヶ峯		13.66
303	0058	田		4.22
303	0059	田		12.11

303	0060	中		1.68
303	0061	中		0.48
303	0062	谷		7.76
303	0063	谷	楡の木	33.02
303	0064	谷		48.06
303	0065	中	姫谷	29.56
303	0066	毛原下		9.35
303	0067	滝ノ川	外ノ久保	56.71
303	0068	毛原下		12.09
303	0069	毛原下		12.26
303	0070	毛原下	烏帽子	110.86
303	0071	小西		38.75
303	0072	小西	吉原	6.34
303	0073	小西	栩原	3.32
303	0074	毛原中	前窪垣内	10.90
303	0075	毛原中	前窪垣内	3.91
303	0076	毛原中	古市上ノ切	2.06
303	0077	毛原中	古市中ノ切	4.06
303	0078	毛原中	神崎	5.33
303	0080	毛原上		11.11
303	0081	津川	瀬恒内	8.28
303	0082	津川		6.79
304	1001	国木原		25.14
304	1002	東野		3.06
304	1003	釜滝		39.57
304	1004	松瀬		10.19
304	1005	福田		8.38
304	1006	長谷宮		43.07
304	1007	長谷宮		0.42
304	1008	長谷宮		39.43
304	1009	毛原上		9.50
304	1011	毛原上		10.89
304	1012	毛原上		38.31
304	1013	毛原中		31.97
304	1014	毛原宮		25.11
304	1015	毛原宮		4.64
304	1016	円明寺		1.93
304	1017	花野原		133.92
304	1018	養津呂		14.67
304	1019	谷		7.39
304	1020	谷		24.04
304	1021	滝ノ川		16.05
304	1022	毛原下		121.79
304	1023	滝ノ川		52.08
304	1026	津川		0.86
304	1027	津川		1.68
304	1028	鎌滝		46.20
304	1029	津川		6.15
304	1032	津川		3.54
304	1033	野中		3.16
304	1035	南畑		22.67
304	1036	南畑		44.72
304	1037	三尾川		29.04
304	1038	上ヶ井		27.87
304	1039	赤木		6.08
304	1040	鎌滝		32.30
304	1041	中田		168.24
304	1042	毛原中		127.06
304	1043	毛原宮		61.47
304	1044	勝谷		7.93
304	1045	勝谷		8.40
304	1046	勝谷		15.06
304	1047	勝谷		8.90

304	1048	勝谷		5.48
304	1049	勝谷		4.31
304	1050	勝谷		3.06
304	1051	円明寺		2.43
304	1052	勝谷		10.56
304	1053	勝谷		1.68
304	1054	滝ノ川		134.68
304	1057	上ヶ井		56.37
304	1058	勝谷		3.79
304	1059	北野		150.06
304	1060	津川		4.11
304	1061	津川		2.99
304	1062	国木原		3.03
304	5001	柴目		24.31
304	5002	井堰		4.03
304	5003	小畑		1.74
304	5004	南畑		15.31
304	5005	福井		1.64
304	5006	福井		5.22
304	5007	福井		5.86
304	5008	福井		5.11
304	5009	福井		9.32
304	5010	福井		5.44
304	5011	福井		7.18
304	5012	福井		25.49
304	5013	下佐々		18.01
304	5015	下佐々		3.94
304	5016	下佐々		48.63
304	5017	下佐々		24.03
304	5018	下佐々		3.47
304	5020	下佐々		3.60
304	5022	福井		3.91
304	5023	安井		17.61
304	5024	福井		40.87
304	5025	津川		1.85
304	5026	津川		1.71
304	5027	津川		1.67
304	5028	津川		11.91
304	5029	津川		1.71
304	5031	南畑		33.37
304	5032	三尾川		16.40
304	5033	鎌滝		11.96
304	5034	鎌滝		29.17
304	5035	松瀬		25.09
304	5036	吉野		3.99
304	5037	吉野		8.31
304	5038	吉野		9.33
304	5039	下佐々		0.56
304	5040	勝谷		14.55
304	5041	勝谷		9.48
304	5042	勝谷		7.20
304	5044	北野		26.40
304	5045	明添		6.43
304	5046	明添		5.51
304	5047	明添		21.22
304	5048	明添		6.08
304	5049	松ヶ峯		9.42
304	5050	明添		10.20
304	5052	菅沢		5.51
304	5053	菅沢		5.63
304	5054	菅沢		12.82
304	5055	蓑津呂		9.48
304	5056	永谷		3.41

304	5058	谷		28.46
304	5059	谷		14.71
304	5060	中		11.05
304	5061	中		13.50
304	5062	谷		13.41
304	5063	谷		2.18
304	5064	谷		6.97
304	5065	谷		2.76
304	5066	谷		10.68
304	5067	谷		1.45
304	5068	谷		1.60
304	5069	谷		5.28
304	5071	谷		2.46
304	5072	毛原中		10.41
304	5073	梅本		51.68
304	5074	毛原下		20.47
304	5075	小西		21.60
304	5076	小西		62.22
304	5077	毛原下		12.66
304	5078	今西		168.65
304	5079	小畑		3.62
304	5081	国木原		5.04
304	5082	東野		19.53
304	5083	井堰		4.12
304	5084	藪垣内		2.40
304	5085	真国宮		2.59
304	5086	花野原		11.03
304	5087	円明寺		6.47
304	5088	勝谷		7.66
304	5089	勝谷		37.58
304	5090	毛原上		60.82
304	5091	毛原上		26.11
304	5092	毛原宮		45.14
304	5093	毛原中		18.91
304	5094	谷		39.00
304	5095	小西		21.10
304	5097	小西		8.33
304	5098	滝ノ川		62.00
304	5099	滝ノ川		7.42
304	5101	西野		8.88
304	5102	下佐々		1.31
304	5103	下佐々		3.37
304	5105	安井		6.61
304	5108	谷		183.19
304	5109	毛原中		29.35
304	5110	毛原下	流田	14.80

2-1-4 地すべり危険箇所

(資料：県計画・資料編)

所管	番号	箇所名	大字	面積 (ha)	地すべり区域指定	公示番号	
国 (県砂防課 交通省)	12	谷	谷				
	13	田	田				
	14	小畑	小畑		S47.09.13	1854	
	41	大角	大角				
	159	上ヶ井	上ヶ井		S61.03.25	802	
	160	南畑	南畑		H01.03.31	867	
	161	坂本	坂本		H04.03.12	602	
	162	大藪	長谷		S42.02.24	328	
	163	長谷	長谷		S37.10.19	2667	
	164	山畑	動木・柴目		S60.03.27	689	
	288	下浦	高畑				
	289	下隠地2	赤木				
	290	後畑	三尾川				
	291	下隠地1	赤木				
	292	寺原2	三尾川				
	293	寺原1	三尾川				
	294	上ノ城山	津川				
	295	安井	安井				
	296	津川	津川		H09.10.28	1851	
	297	桂瀬	桂瀬				
	299	西の川	奥佐々				
	300	北野	梅本				
	301	中田	中田				
	302	奥佐々	奥佐々		H11.03.23	783	
	303	中津川	奥佐々				
	304	国木原	国木原				
	305	奥出	長谷				
	306	芝崎	動木				
	384	寺原3	三尾川				
	399	花野原	花野原				
	400	今西	桂瀬				
	429	熊坂	毛原上				
	430	オンジ	勝谷				
	431	向原	勝谷				
	432	万京	毛原上				
	433	上岡	北野				
	434	界西	毛原宮				
	435	上の段	毛原中				
	436	ヒルメ中	毛原中				
	437	三谷	谷				
	438	鎌倉	谷				
	439	楡の木	谷				
	440	谷2	谷				
	490	小松	上ヶ井		H07.07.24	1397	
	491	緑ヶ丘	動木		H09.10.28	1851	
	492	奥佐々2	奥佐々				
	農林水産省 (県農業農村整備課)	12	中田	中田・梅本	16.79	H21.03.18	
		20	西野	西野	26.30	S37.12.22	
		21	東谷	柴目	13.90		
22		永谷	永谷	10.42	S37.03.24		
23		上ヶ井	上ヶ井	17.54	S37.03.24		
24		円明寺	円明寺	12.76	S37.03.24		
25		松ヶ峯	松ヶ峯	11.29	S37.03.24		
26		箕六	箕六	30.60	S37.03.24		
27		毛原中	毛原中	17.78	S37.03.24	H08.10.15追加指定	
28		箕六南	箕六	33.00			
29		上ヶ井南	上ヶ井	55.00			
30		三尾川	三尾川	10.00			
31		津川	津川	42.00			
農林水産省 (県森林整備課)	302 0001	梅本	西柳沢	30.00			
	302 0002	坂本		18.45			
	302 0003	坂本		4.75			
	302 0004	奥佐々	西ノ川	17.50	H02.10.02		
	303 0001	高畑	下浦	6.83			
	303 0002	高畑	鎌倉谷	4.95			
	303 0003	滝ノ川	鮎の原	6.19	S37.08.23		
	303 0004	滝ノ川	森屋谷	7.20	S37.08.23		
	303 0005	高畑	上浦	6.00	S37.08.23		
303 0006	毛原下	赤池	15.19	S33.10.25			

2-1-5 急傾斜地崩壊危険箇所

(資料：県計画・資料編)

NO.	危険区分	箇所番号	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	I	486	小畑	小畑	35	40
2	I	487	動木	曲谷	45	140
3	I	488	動木・小畑	曲谷	45	40
4	I	489	動木	芝崎	40	70
5	I	491	動木	山畑	35	40
6	I	492	柴目	西谷	30	40
7	I	494	柴目	東谷	35	40
8	I	495	柴目	向畑	30	12
9	I	496	長谷	栗林	35	35
10	I	497	長谷	横山	35	40
11	I	498	長谷	牛屋谷	30	35
12	I	499	長谷	大藪	30	20
13	I	501	動木	馬谷	35	50
14	I	502	下佐々	下佐々	35	80
15	I	504	下佐々	下湯戸	35	50
16	I	505	吉野	吉野	35	80
17	I	506	吉野	吉野・吉野(2)	45	80
18	I	507	吉野	大木	35	30
19	I	508	松瀬	松瀬	40	40
20	I	509	松瀬	広畑	40	60
21	I	510	釜滝	八十子	35	100
22	I	511	釜滝	寺原	30	50
23	I	513	釜滝	鳥居峠	40	15
24	I	514	西野	野尻前	35	100
25	I	515	西野	絵岡	35	40
26	I	517	西野	寺岡	35	30
27	I	518	西野・東野	東野(3)・東野	30	40
28	I	519	東野	堀垣内・東野	35	60
29	I	522	福井	檜山	35	50
30	I	524	福井	有本	30	75
31	I	525	福井	芝土	40	40
1129	I	526	福井	志野々平	35	60
1130	I	527	福井	上津呂	30	70
1131	I	528	奥佐々	馬場通	45	70
1132	I	529	奥佐々	美濃林	30	50
1133	I	534	中田	中尾	30	100
1134	I	535	中田	山頭	30	40
1135	I	541	坂本	堂ノ前	30	60
1136	I	542	坂本	岡垣内	35	60
1137	I	543	坂本	中筋	35	50
1138	I	545	福田	愛宕	35	25
1139	I	546	福田	福田(1)	30	45
1140	I	547	箕六	箕六(1)	30	30
1141	I	548	箕六	箕六(2)	45	40
1142	I	549	南畑	南畑(1)	30	30
1143	I	551	安井	安井(1)	30	40
1144	I	552	神野市場	神野市場(1)	30	30
1145	I	553	神野市場	垣内	40	20
1146	I	554	神野市場	神野市場(3)	35	35
1147	I	555	神野市場	神野市場(4)	35	40
1148	I	556	永谷	永谷(1)	40	60
1149	I	557	樋下	樋下(1)	45	30
1150	I	558	樋下	垣内	40	40
1151	I	560	大角	大角(1)	40	30
1152	I	561	大角	大角(2)	30	30
1153	I	565	三尾川	三尾川(1)	30	35
1154	I	566	箕六	箕六	45	80
1155	I	567	鎌滝	鎌滝(1)	40	40
1156	I	568	鎌滝	鎌滝(2)	30	50
1157	I	569	鎌滝	鎌滝	40	35

1158	I	570	鎌滝	毛原宮	40	65
1159	I	571	高畑	高畑 (1)	30	40
1160	I	572	桂瀬	桂瀬 (1)	40	50
1161	I	573	今西	今西 (1)	35	90
1162	I	574	菅沢	菅沢 (1)	35	70
1163	I	575	松ヶ峯	松ヶ峯 (1)	35	45
1164	I	576	松ヶ峯	松ヶ峯 (2)	40	60
1165	I	577	田	田 (1)	35	30
1166	I	578	田	田 (2)	35	70
1167	I	582	小西	小西 (1)	45	20
1168	I	584	小西	小西 (2)	35	110
1169	I	585	毛原宮	毛原宮	45	40
1170	I	586	毛原宮	毛原宮 (2)	40	80
1171	I	588	毛原上	毛原上 (1)	40	40
1172	I	591	長谷宮	長谷宮 (1)	35	40
1173	I	593	井堰	井堰 (1)	30	70
1174	I	594	井堰	井堰 (2)	40	100
1175	I	595	藁垣内	藁垣内 (1)	40	40
1176	I	596	藁垣内	藁垣内 (2)	40	100
1177	I	597	藁垣内	藁垣内 (3)	35	50
1178	I	598	真国宮	真国宮 (1)	35	60
1179	I	600	花野原	花野原	40	90
1180	I	601	初生谷	初生谷 (1)	35	60
1181	I	603	北野	北野 (1)	30	100
1182	I	604	円明寺	円明寺 (1)	30	50
1183	I	605	円明寺	円明寺 (2)	45	30
1184	I	606	円明寺	円明寺 (3)	30	80
1185	I	607	四郷	四郷 (1)	30	60
1186	I	3547	長谷	長谷 (5)	40	50
1187	I	3548	小畑	小畑 (2)	45	40
1188	I	3549	動木	動木 (3)	35	50
1189	I	3550	柴目	柴目 (5)	30	30
1190	I	3551	小畑	小畑・小畑 (1)	35	50
1191	I	3552	下佐々	下佐々 (3)	35	60
1192	I	3553	東野	東野 (3)・東野	45	30
1193	I	3554	松瀬	松瀬 (4)	40	60
1194	I	3555	福井	福井 (6)	40	35
1195	I	3556	下佐々	下佐々 (4)	40	40
1196	I	3557	奥佐々	奥佐々 (3)	45	30
1197	I	3558	福井	福井 (7)	40	40
1198	I	3559	福井	福井 (8)	35	95
1199	I	3560	梅本	梅本 (1)	45	45
1200	I	3561	長谷	長谷 (6)	30	20
1201	I	3562	長谷	長谷 (7)	40	35
1202	I	3563	井堰	井堰 (3)	40	50
1203	I	3564	井堰	井堰 (4)	35	35
1204	I	3565	藁津呂	藁津呂 (2)	30	50
1205	I	3566	長谷宮	長谷宮 (2)	40	80
1206	I	3568	神野市場	神野市場 (5)	35	40
1207	I	3569	滝ノ川	滝ノ川 (1)	35	50
1208	I	3570	毛原中	毛原中 (1)	30	50
1209	I	3571	中	中 (1)	40	40
1210	I	3572	井堰	井堰 (5)	40	150
1211	I	3573	藁津呂	藁津呂 (1)	35	70
1212	I	3574	三尾川	三尾川 (2)	35	80
1213	I	3575	赤木	赤木 (1)	30	40
1214	I	3576	谷	谷 (1)	35	80
1215	I	3577	谷	谷 (2)	40	60
1216	I	3578	中	中 (2)	45	40
1217	I	3579	中	中 (3)	35	40
1218	I	3580	神野市場	神野市場 (6)	45	15
1219	I	3635	松瀬	松瀬 (5)	50	60
1220	I	3640	長谷	長谷 (8)	35	15
1221	I	3641	動木	動木 (4)	30	20

1222	I	3652	下佐々	下佐々 (5)	40	80
1	II	2390	柴目	柴目 (201)	40	50
2	II	2391	下佐々	下佐々 (201)	30	7
3	II	2392	釜滝	釜滝 (201)	35	50
4	II	2393	西野	西野 (201)	40	60
5	II	2394	東野	東野 (201)	40	50
6	II	2395	国木原	国木原 (201)	35	100
7	II	2396	福井	福井 (201)	30	20
8	II	2397	奥佐々	奥佐々 (201)	40	50
9	II	2398	奥佐々	奥佐々 (202)	40	30
10	II	2399	中田	中田 (201)	45	30
11	II	2400	中田	中田 (202)	30	35
12	II	2401	梅本	梅本 (201)	35	50
13	II	2402	中田	中田 (203)	45	50
14	II	2403	梅本	梅本 (202)	30	56
15	II	2404	坂本	坂本 (201)	30	70
16	II	2405	坂本	坂本 (202)	45	50
17	II	2406	柴目	柴目 (202)	30	25
18	II	2407	長谷	長谷 (201)	40	15
19	II	2408	動木	動木 (201)	30	50
20	II	2409	下佐々	下佐々 (202)	35	40
21	II	2410	坂本	坂本 (203)	35	45
22	II	2411	長谷	長谷 (202)	40	10
23	II	2412	長谷	長谷 (203)	40	30
24	II	2413	長谷	長谷 (204)	35	20
25	II	2414	長谷	長谷 (205)	45	20
26	II	2415	長谷	長谷 (206)	30	20
27	II	2416	長谷	長谷 (207)	35	30
28	II	2417	動木	動木 (202)	30	15
29	II	2418	長谷	長谷 (208)	40	30
30	II	2419	長谷	長谷 (209)	35	35
31	II	2420	国木原	国木原 (202)	45	40
32	II	2421	国木原	国木原 (203)	45	60
33	II	2422	長谷	長谷 (210)	35	25
34	II	2423	国木原	国木原 (204)	40	25
35	II	2424	国木原	国木原 (205)	35	35
36	II	2425	柴目	柴目 (203)	40	40
37	II	2426	柴目	柴目 (204)	35	30
38	II	2427	柴目	柴目 (205)	40	20
39	II	2428	柴目	柴目 (206)	30	20
40	II	2429	柴目	柴目 (207)	45	40
41	II	2430	動木	動木 (203)	40	40
42	II	2431	動木	動木 (204)	40	50
43	II	2432	柴目	柴目 (208)	35	30
44	II	2433	動木	動木 (205)	35	60
45	II	2434	動木	動木 (206)	35	40
46	II	2435	柴目	柴目 (209)	40	20
47	II	2436	柴目	柴目 (210)	45	50
48	II	2437	柴目	柴目 (211)	35	50
49	II	2438	柴目	柴目 (212)	45	35
50	II	2439	柴目	柴目 (213)	40	35
51	II	2440	柴目	柴目 (214)	45	40
52	II	2441	柴目	柴目 (215)	40	40
53	II	2442	柴目	柴目 (216)	30	40
54	II	2443	柴目	柴目 (217)	35	40
55	II	2444	柴目	柴目 (218)	30	45
56	II	2445	柴目	柴目 (219)	35	20
57	II	2446	柴目	柴目 (220)	35	20
58	II	2447	柴目	柴目 (221)	40	40
59	II	2448	柴目	柴目 (222)	40	20
60	II	2449	柴目	柴目 (223)	35	60
61	II	2450	柴目	柴目 (224)	35	35
62	II	2451	柴目	柴目 (225)	30	20
63	II	2452	柴目	柴目 (226)	35	25

64	Ⅱ	2453	柴目	柴目 (227)	40	30
65	Ⅱ	2454	柴目	柴目 (228)	45	25
66	Ⅱ	2455	西野	西野 (202)	40	40
67	Ⅱ	2456	西野	西野 (203)	40	20
68	Ⅱ	2457	西野	西野 (204)	40	35
69	Ⅱ	2458	釜滝	釜滝 (202)	40	35
70	Ⅱ	2459	松瀬	松瀬 (201)	40	50
71	Ⅱ	2460	東野	東野 (202)	40	45
72	Ⅱ	2461	東野	東野 (203)	40	50
73	Ⅱ	2462	動木	動木 (207)	35	20
74	Ⅱ	2463	動木	動木 (208)	30	30
75	Ⅱ	2464	下佐々	下佐々 (203)	40	70
76	Ⅱ	2465	松瀬	松瀬 (202)	40	40
77	Ⅱ	2466	下佐々	下佐々 (204)	40	40
78	Ⅱ	2467	下佐々	下佐々 (205)	40	45
79	Ⅱ	2468	福井	福井 (202)	40	80
80	Ⅱ	2469	福井	福井 (203)	35	25
81	Ⅱ	2470	福井	福井 (204)	40	15
82	Ⅱ	2471	福井	福井 (205)	40	30
83	Ⅱ	2472	福井	福井 (206)	45	30
84	Ⅱ	2473	福井	福井 (207)	40	40
85	Ⅱ	2474	福井	福井 (208)	40	35
86	Ⅱ	2475	福井	福井 (209)	35	30
87	Ⅱ	2476	福井	福井 (210)	35	30
88	Ⅱ	2477	奥佐々	奥佐々 (203)	40	25
89	Ⅱ	2478	奥佐々	奥佐々 (204)	40	40
90	Ⅱ	2479	奥佐々	奥佐々 (205)	40	40
91	Ⅱ	2480	奥佐々	奥佐々 (206)	40	45
92	Ⅱ	2481	奥佐々	奥佐々 (207)	40	45
93	Ⅱ	2482	奥佐々	奥佐々 (208)	40	40
94	Ⅱ	2483	奥佐々	奥佐々 (209)	40	30
95	Ⅱ	2484	奥佐々	奥佐々 (210)	40	30
96	Ⅱ	2485	奥佐々	奥佐々 (211)	40	30
97	Ⅱ	2486	奥佐々	奥佐々 (212)	40	30
98	Ⅱ	2487	奥佐々	奥佐々 (213)	40	40
99	Ⅱ	2488	奥佐々	奥佐々 (214)	45	35
100	Ⅱ	2489	奥佐々	奥佐々 (215)	35	25
101	Ⅱ	2490	中田	中田 (204)	40	25
102	Ⅱ	2491	中田	中田 (205)	40	35
103	Ⅱ	2492	中田	中田 (206)	50	50
104	Ⅱ	2493	中田	中田 (207)	40	20
105	Ⅱ	2494	中田	中田 (208)	35	20
106	Ⅱ	2495	梅本	梅本 (203)	40	40
107	Ⅱ	2496	坂本	坂本 (204)	40	40
108	Ⅱ	2497	中田	中田 (209)	40	30
109	Ⅱ	2498	梅本	梅本 (204)	45	15
110	Ⅱ	2499	梅本	梅本 (210)	35	20
111	Ⅱ	2500	梅本	梅本 (205)	40	20
112	Ⅱ	2501	坂本	坂本 (205)	45	50
113	Ⅱ	2502	坂本	坂本 (206)	40	30
114	Ⅱ	2503	坂本	坂本 (207)	40	25
115	Ⅱ	2504	坂本	坂本 (208)	35	20
116	Ⅱ	2505	坂本	坂本 (209)	40	30
117	Ⅱ	2506	中田	中田 (210)	40	30
118	Ⅱ	2507	中田	中田 (211)	40	50
119	Ⅱ	2508	中田	中田 (212)	40	40
120	Ⅱ	2509	中田	中田 (213)	40	25
121	Ⅱ	2510	梅本	梅本 (206)	40	25
122	Ⅱ	2511	梅本	梅本 (207)	40	20
123	Ⅱ	2512	梅本	梅本 (208)	40	40
124	Ⅱ	2513	梅本	梅本 (209)	40	35
125	Ⅱ	2514	吉野	吉野 (201)	40	50
126	Ⅱ	2515	松瀬	松瀬 (203)	40	25
127	Ⅱ	2516	松瀬	松瀬 (204)	40	50

128	II	2517	下佐々	下佐々 (206)	40	35
129	II	2518	福井	福井 (211)	40	20
130	II	2519	福井	福井 (212)	40	20
131	II	2520	福井	福井 (213)	40	50
132	II	2521	福井	福井 (214)	40	40
133	II	2522	安井	安井 (201)	45	30
134	II	2523	大角	大角 (201)	35	50
135	II	2526	三尾川	三尾川 (201)	40	80
136	II	2527	中	中 (201)	35	70
137	II	2528	中	中 (202)	45	110
138	II	2529	滝ノ川	滝ノ川 (201)	40	130
139	II	2530	毛原中	毛原中 (201)	40	70
140	II	2531	長谷宮	長谷宮 (201)	40	40
141	II	2532	長谷宮	長谷宮 (202)	40	35
142	II	2533	長谷宮	長谷宮 (203)	40	75
143	II	2535	北野	北野 (201)	30	70
144	II	2536	毛原宮	毛原宮 (201)	30	60
145	II	2537	永谷	永谷 (201)	30	30
146	II	2538	初生谷	初生谷 (201)	45	50
147	II	2539	四郷	四郷 (201)	45	30
148	II	2540	四郷	四郷 (202)	40	40
149	II	2541	毛原上	毛原上 (201)	45	50
150	II	2542	毛原上	毛原上 (202)	45	75
151	II	2543	毛原上	毛原上 (203)	35	40
152	II	2544	長谷宮	長谷宮 (204)	45	20
153	II	2545	長谷宮	長谷宮 (205)	40	30
154	II	2546	長谷宮	長谷宮 (206)	45	50
155	II	2547	長谷宮	長谷宮 (207)	35	40
156	II	2548	長谷宮	長谷宮 (208)	45	45
157	II	2549	長谷宮	長谷宮 (209)	40	35
158	II	2550	長谷宮	長谷宮 (210)	40	35
159	II	2551	長谷宮	長谷宮 (211)	40	30
160	II	2552	長谷宮	長谷宮 (212)	45	110
161	II	2553	南畑	南畑 (201)	35	45
162	II	2554	三尾川	三尾川 (202)	35	30
163	II	2555	井堰	井堰 (201)	40	50
164	II	2556	真国宮	真国宮 (201)	35	50
165	II	2557	真国宮	真国宮 (202)	40	50
166	II	2558	養津呂	養津呂 (201)	35	45
167	II	2559	真国宮	真国宮 (203)	35	40
168	II	2560	花野原	花野原 (201)	35	20
169	II	2561	花野原	花野原 (202)	45	80
170	II	2562	花野原	花野原 (203)	40	45
171	II	2563	花野原	花野原 (204)	40	35
172	II	2564	花野原	花野原 (205)	40	70
173	II	2565	北野	北野 (202)	45	60
174	II	2566	北野	北野 (203)	45	60
175	II	2567	初生谷	初生谷 (202)	40	80
176	II	2568	北野	北野 (204)	45	40
177	II	2569	円明寺	円明寺 (201)	45	55
178	II	2570	円明寺	円明寺 (202)	40	40
179	II	2571	円明寺	円明寺 (203)	40	20
180	II	2572	勝谷	勝谷 (201)	30	15
181	II	2573	勝谷	勝谷 (202)	30	30
182	II	2574	勝谷	勝谷 (203)	45	80
183	II	2575	谷	谷 (201)	30	50
184	II	2576	毛原下	毛原下 (201)	45	80
185	II	2577	毛原下	毛原下 (202)	35	20
186	II	2578	毛原下	毛原下 (203)	40	120
187	II	2579	毛原下	毛原下 (204)	50	65
188	II	2580	毛原下	毛原下 (205)	30	40
189	II	2581	毛原下	毛原下 (206)	45	45
190	II	2582	毛原下	毛原下 (207)	35	40
191	II	2583	毛原下	毛原下 (208)	45	70

192	II	2584	毛原下	毛原下 (209)	45	60
193	II	2585	毛原下	毛原下 (210)	30	45
194	II	2586	小西	小西 (201)	35	50
195	II	2587	小西	小西 (202)	45	40
196	II	2588	小西	小西 (203)	35	60
197	II	2589	毛原下	毛原下 (211)	30	25
198	II	2590	毛原下	毛原下 (212)	30	45
199	II	2591	勝谷	勝谷 (204)	45	50
200	II	2592	勝谷	勝谷 (205)	40	40
201	II	2593	勝谷	勝谷 (206)	40	40
202	II	2594	勝谷	勝谷 (207)	40	40
203	II	2595	勝谷	勝谷 (208)	30	60
204	II	2597	谷	谷 (202)	35	35
205	II	2598	谷	谷 (203)	45	70
206	II	2599	勝谷	勝谷 (209)	45	40
207	II	2600	毛原宮	毛原宮 (202)	35	70
208	II	2601	毛原宮	毛原宮 (203)	40	30
209	II	2602	毛原宮	毛原宮 (204)	45	20
210	II	2603	毛原宮	毛原宮 (205)	40	80
211	II	2604	毛原宮	毛原宮 (206)	50	40
212	II	2605	毛原上	毛原上 (204)	40	45
213	II	2606	毛原上	毛原上 (205)	45	70
214	II	2607	毛原上	毛原上 (206)	35	70
215	II	2608	毛原上	毛原上 (207)	40	80
216	II	2609	毛原上	毛原上 (208)	40	90
217	II	2610	毛原上	毛原上 (209)	40	90
218	II	2611	松瀬	松瀬 (205)	40	35
219	II	2612	福田	福田 (201)	45	50
220	II	2613	福田	福田 (202)	45	35
221	II	2614	福田	福田 (203)	40	50
222	II	2623	津川	津川 (201)	45	40
223	II	2624	津川	津川 (202)	50	50
224	II	2625	津川	津川 (203)	45	40
225	II	2626	津川	津川 (204)	45	65
226	II	2627	津川	津川 (205)	40	30
227	II	2628	津川	津川 (206)	40	35
228	II	2629	津川	津川 (207)	40	60
229	II	2630	津川	津川 (208)	40	45
230	II	2631	津川	津川 (209)	45	70
231	II	2632	津川	津川 (210)	45	30
232	II	2633	津川	津川 (211)	35	45
233	II	2634	津川	津川 (212)	40	45
234	II	2635	津川	津川 (213)	35	85
235	II	2636	明添	明添 (201)	45	70
236	II	2637	明添	明添 (202)	40	40
237	II	2638	明添	明添 (203)	40	30
238	II	2639	明添	明添 (204)	40	30
239	II	2640	谷	谷 (204)	40	55
240	II	2641	谷	谷 (205)	45	45
241	II	2642	小西	小西 (204)	45	90
242	II	2643	小西	小西 (205)	45	70
243	II	2644	小西	小西 (206)	45	40
244	II	2645	毛原中	毛原中 (202)	40	60
245	II	2646	毛原中	毛原中 (203)	45	20
246	II	2647	毛原下	毛原下 (213)	45	100
247	II	2648	毛原宮	毛原宮 (207)	35	50
248	II	2650	毛原中	毛原中 (213)	40	45
249	II	2651	毛原中	毛原中 (204)	40	30
250	II	2652	毛原中	毛原中 (214)	40	40
251	II	2653	毛原中	毛原中 (205)	40	60
252	II	2654	毛原中	毛原中 (206)	45	35
253	II	2655	毛原中	毛原中 (207)	40	30
254	II	2656	毛原中	毛原中 (208)	50	35
255	II	2657	毛原上	毛原上 (210)	40	35

256	Ⅱ	2658	毛原上	毛原上 (211)	40	40
257	Ⅱ	2659	毛原上	毛原上 (212)	45	40
258	Ⅱ	2660	毛原中	毛原中 (209)	35	40
259	Ⅱ	2661	毛原中	毛原中 (210)	35	35
260	Ⅱ	2662	毛原中	毛原中 (211)	35	20
261	Ⅱ	2663	毛原中	毛原中 (212)	35	45
262	Ⅱ	2664	野中	野中 (201)	35	15
263	Ⅱ	2665	神野市場	神野市場 (201)	40	40
264	Ⅱ	2666	樋下	樋下 (201)	45	20
265	Ⅱ	2667	樋下	樋下 (202)	45	25
266	Ⅱ	2668	大角	大角 (202)	40	25
267	Ⅱ	2669	大角	大角 (203)	40	60
268	Ⅱ	2670	三尾川	三尾川 (203)	45	20
269	Ⅱ	2671	三尾川	三尾川 (204)	45	40
270	Ⅱ	2672	三尾川	三尾川 (205)	45	50
271	Ⅱ	2673	三尾川	三尾川 (206)	45	50
272	Ⅱ	2674	三尾川	三尾川 (207)	35	40
273	Ⅱ	2675	樋下	樋下 (203)	35	20
274	Ⅱ	2676	野中	野中 (202)	40	70
275	Ⅱ	2677	三尾川	三尾川 (208)	35	45
276	Ⅱ	2678	三尾川	三尾川 (209)	40	40
277	Ⅱ	2679	三尾川	三尾川 (210)	35	20
278	Ⅱ	2680	三尾川	三尾川 (211)	30	12
279	Ⅱ	2681	三尾川	三尾川 (212)	40	30
280	Ⅱ	2682	大角	大角 (204)	35	55
281	Ⅱ	2683	大角	大角 (205)	45	20
282	Ⅱ	2684	鎌滝	鎌滝 (201)	50	25
283	Ⅱ	2685	鎌滝	鎌滝 (202)	45	25
284	Ⅱ	2686	鎌滝	鎌滝 (203)	50	25
285	Ⅱ	2687	鎌滝	鎌滝 (204)	45	20
286	Ⅱ	2688	鎌滝	鎌滝 (205)	40	30
287	Ⅱ	2689	赤木	赤木 (201)	30	40
288	Ⅱ	2690	赤木	赤木 (202)	45	30
289	Ⅱ	2691	赤木	赤木 (203)	35	40
290	Ⅱ	2692	赤木	赤木 (204)	45	60
291	Ⅱ	2693	明添	明添 (205)	35	60
292	Ⅱ	2694	鎌滝	鎌滝 (206)	40	40
293	Ⅱ	2695	鎌滝	鎌滝 (207)	40	80
294	Ⅱ	2696	鎌滝	鎌滝 (208)	35	50
295	Ⅱ	2697	高畑	高畑 (201)	35	25
296	Ⅱ	2698	高畑	高畑 (202)	35	30
297	Ⅱ	2699	高畑	高畑 (203)	50	25
298	Ⅱ	2700	高畑	高畑 (204)	30	35
299	Ⅱ	2701	松ヶ峯	松ヶ峯 (201)	40	70
300	Ⅱ	2702	松ヶ峯	松ヶ峯 (202)	40	50
301	Ⅱ	2703	松ヶ峯	松ヶ峯 (203)	45	60
302	Ⅱ	2704	谷	谷 (206)	40	80
303	Ⅱ	2705	谷	谷 (207)	30	40
304	Ⅱ	2706	松ヶ峯	松ヶ峯 (204)	30	30
305	Ⅱ	2707	松ヶ峯	松ヶ峯 (205)	40	20
306	Ⅱ	2708	松ヶ峯	松ヶ峯 (206)	35	40
307	Ⅱ	2709	菅沢	菅沢 (201)	45	50
308	Ⅱ	2710	谷	谷 (208)	30	40
309	Ⅱ	2711	田	田 (201)	45	70
310	Ⅱ	2712	田	田 (202)	40	70
311	Ⅱ	2713	田	田 (203)	45	90
312	Ⅱ	2714	田	田 (204)	50	45
313	Ⅱ	2715	田	田 (205)	45	40
314	Ⅱ	2716	田	田 (206)	45	35
315	Ⅱ	2717	田	田 (207)	40	45
316	Ⅱ	2718	田	田 (208)	45	20
317	Ⅱ	2719	田	田 (209)	35	60
318	Ⅱ	2720	中	中 (203)	60	15
319	Ⅱ	2721	田	田 (210)	50	20

320	II	2722	谷	谷 (209)	45	25
321	II	2723	谷	谷 (210)	40	20
322	II	2724	谷	谷 (211)	40	70
323	II	2725	谷	谷 (212)	40	25
324	II	2726	上ヶ井	上ヶ井 (201)	50	50
325	II	2727	上ヶ井	上ヶ井 (202)	35	40
326	II	2728	上ヶ井	上ヶ井 (203)	40	90
327	II	2729	三尾川	三尾川 (213)	45	80
328	II	2730	赤木	赤木 (205)	35	20
329	II	2731	高畑	高畑 (205)	50	20
330	II	2732	桂瀬	桂瀬 (201)	35	80
331	II	2733	桂瀬	桂瀬 (202)	45	95
332	II	2734	桂瀬	桂瀬 (203)	40	95
333	II	2735	今西	今西 (201)	40	45
334	II	2736	今西	今西 (202)	45	40
335	II	2737	今西	今西 (203)	40	80
336	II	2738	滝ノ川	滝ノ川 (202)	45	80
337	II	2739	滝ノ川	滝ノ川 (203)	40	50
338	II	2740	滝ノ川	滝ノ川 (204)	40	30
339	II	2741	滝ノ川	滝ノ川 (205)	35	30
340	II	2742	滝ノ川	滝ノ川 (206)	45	80
341	II	2743	滝ノ川	滝ノ川 (207)	40	30
342	II	2744	毛原下	毛原下 (214)	30	30
343	II	2745	上ヶ井	上ヶ井 (204)	45	110
344	II	2746	上ヶ井	上ヶ井 (205)	40	70
345	II	2758	谷	谷 (213)	40	30
346	II	2759	谷	谷 (214)	40	65
347	II	2760	谷	谷 (215)	45	80
348	II	2761	谷	谷 (216)	45	30
349	II	2762	谷	谷 (217)	40	30
350	II	2763	谷	谷 (218)	45	25
351	II	2764	谷	谷 (219)	40	50
352	II	2765	谷	谷 (220)	35	35
353	II	2766	谷	谷 (221)	40	80
354	II	2767	谷	谷 (222)	40	70
355	II	2768	谷	谷 (223)	45	60
356	II	2769	谷	谷 (224)	30	30
357	II	2770	南畑	南畑 (202)	35	30
358	II	2771	上ヶ井	上ヶ井 (206)	40	50
359	II	2772	上ヶ井	上ヶ井 (207)	40	35
360	II	2773	上ヶ井	上ヶ井 (208)	35	35
361	II	2774	上ヶ井	上ヶ井 (209)	35	40
362	II	2775	箕六	箕六 (201)	30	90
363	II	2776	上ヶ井	上ヶ井 (210)	35	30
364	II	2777	上ヶ井	上ヶ井 (211)	35	25
365	II	2778	上ヶ井	上ヶ井 (212)	35	35
366	II	2779	上ヶ井	上ヶ井 (213)	40	20
367	II	2780	上ヶ井	上ヶ井 (214)	40	30
368	II	2784	福井	福井 (215)	40	50
369	II	2788	柴目	柴目 (229)	35	20
370	II	2789	柴目	柴目 (230)	45	20
371	II	2790	長谷宮	長谷宮 (213)	40	80
1	III	1302	国木原	国木原 (301)	40	50
2	III	1303	国木原	国木原 (302)	35	60
3	III	1304	国木原	国木原 (303)	35	60
4	III	1305	長谷	長谷 (301)	45	25
5	III	1306	国木原	国木原 (304)	35	20
6	III	1307	長谷	長谷 (302)	45	50
7	III	1308	国木原	国木原 (305)	35	40
8	III	1309	国木原	国木原 (306)	35	30
9	III	1310	国木原	国木原 (307)	35	10
10	III	1311	長谷	長谷 (303)	35	25
11	III	1312	長谷	長谷 (304)	35	25
12	III	1313	長谷	長谷 (305)	35	25

13	Ⅲ	1314	長谷	長谷 (306)	35	20
14	Ⅲ	1315	長谷	長谷 (307)	40	40
15	Ⅲ	1316	長谷	長谷 (308)	35	65
16	Ⅲ	1317	長谷	長谷 (309)	35	30
17	Ⅲ	1318	長谷	長谷 (310)	35	25
18	Ⅲ	1319	長谷	長谷 (311)	35	50
19	Ⅲ	1320	国木原	国木原 (308)	35	30
20	Ⅲ	1321	小畑	小畑 (301)	35	20
21	Ⅲ	1322	動木	動木 (301)	35	20
22	Ⅲ	1323	柴目	柴目 (301)	35	20
23	Ⅲ	1324	長谷	長谷 (312)	35	40
24	Ⅲ	1325	柴目	柴目 (302)	35	30
25	Ⅲ	1326	西野	西野 (301)	40	40
26	Ⅲ	1327	西野	西野 (302)	35	10
27	Ⅲ	1328	西野	西野 (303)	40	60
28	Ⅲ	1329	動木	動木 (302)	35	50
29	Ⅲ	1330	動木	動木 (303)	35	60
30	Ⅲ	1331	柴目	柴目 (303)	40	30
31	Ⅲ	1332	柴目	柴目 (304)	40	40
32	Ⅲ	1333	柴目	柴目 (305)	35	20
33	Ⅲ	1334	柴目	柴目 (306)	35	30
34	Ⅲ	1335	柴目	柴目 (307)	35	30
35	Ⅲ	1336	釜滝	釜滝 (301)	35	35
36	Ⅲ	1337	西野	西野 (304)	35	50
37	Ⅲ	1338	西野	西野 (305)	40	120
38	Ⅲ	1339	東野	東野 (301)	35	80
39	Ⅲ	1340	東野	東野 (302)	35	30
40	Ⅲ	1341	柴目	柴目 (308)	40	60
41	Ⅲ	1342	柴目	柴目 (309)	35	30
42	Ⅲ	1343	柴目	柴目 (310)	35	80
43	Ⅲ	1344	柴目	柴目 (311)	35	80
44	Ⅲ	1345	柴目	柴目 (312)	35	60
45	Ⅲ	1346	下佐々	下佐々 (301)	40	60
46	Ⅲ	1347	吉野	吉野 (301)	40	60
47	Ⅲ	1348	吉野	吉野 (302)	35	20
48	Ⅲ	1349	下佐々	下佐々 (302)	40	40
49	Ⅲ	1350	釜滝	釜滝 (302)	35	40
50	Ⅲ	1351	西野	西野 (306)	35	50
51	Ⅲ	1352	釜滝	釜滝 (303)	40	30
52	Ⅲ	1353	釜滝	釜滝 (304)	35	20
53	Ⅲ	1354	釜滝	釜滝 (305)	35	50
54	Ⅲ	1355	松瀬	松瀬 (301)	35	50
55	Ⅲ	1356	松瀬	松瀬 (302)	40	60
56	Ⅲ	1357	下佐々	下佐々 (303)	35	15
57	Ⅲ	1358	下佐々	下佐々 (304)	35	15
58	Ⅲ	1359	下佐々	下佐々 (305)	35	40
59	Ⅲ	1360	下佐々	下佐々 (306)	35	40
60	Ⅲ	1361	下佐々	下佐々 (307)	35	15
61	Ⅲ	1362	下佐々	下佐々 (308)	35	30
62	Ⅲ	1363	下佐々	下佐々 (309)	35	60
63	Ⅲ	1364	下佐々	下佐々 (310)	40	40
64	Ⅲ	1365	下佐々	下佐々 (311)	35	30
65	Ⅲ	1366	下佐々	下佐々 (312)	35	50
66	Ⅲ	1367	下佐々	下佐々 (313)	35	40
67	Ⅲ	1368	下佐々	下佐々 (314)	35	20
68	Ⅲ	1369	下佐々	下佐々 (315)	45	25
69	Ⅲ	1370	下佐々	下佐々 (316)	40	20
70	Ⅲ	1371	下佐々	下佐々 (317)	35	30
71	Ⅲ	1372	福井	福井 (301)	30	30
72	Ⅲ	1373	福井	福井 (302)	40	50
73	Ⅲ	1374	福井	福井 (303)	35	35
74	Ⅲ	1375	福井	福井 (304)	35	30
75	Ⅲ	1376	福井	福井 (305)	40	30
76	Ⅲ	1377	福井	福井 (306)	40	40

77	Ⅲ	1378	福井	福井 (307)	35	40
78	Ⅲ	1379	福井	福井 (308)	45	50
79	Ⅲ	1380	坂本	坂本 (301)	40	60
80	Ⅲ	1381	坂本	坂本 (302)	35	30
81	Ⅲ	1382	坂本	坂本 (303)	40	40
82	Ⅲ	1383	坂本	坂本 (304)	35	10
83	Ⅲ	1384	坂本	坂本 (305)	40	40
84	Ⅲ	1385	坂本	坂本 (306)	40	60
85	Ⅲ	1386	坂本	坂本 (307)	35	30
86	Ⅲ	1387	奥佐々	奥佐々 (301)	35	40
87	Ⅲ	1388	中田	中田 (301)	35	15
88	Ⅲ	1389	中田	中田 (302)	35	20
89	Ⅲ	1390	中田	中田 (303)	35	20
90	Ⅲ	1391	梅本	梅本 (301)	45	60
91	Ⅲ	1392	梅本	梅本 (302)	40	70
92	Ⅲ	1393	奥佐々	奥佐々 (302)	35	80
93	Ⅲ	1394	奥佐々	奥佐々 (303)	35	70
94	Ⅲ	1395	奥佐々	奥佐々 (304)	35	15
95	Ⅲ	1396	奥佐々	奥佐々 (305)	40	30
96	Ⅲ	1397	奥佐々	奥佐々 (306)	35	50
97	Ⅲ	1398	奥佐々	奥佐々 (307)	35	110
98	Ⅲ	1399	奥佐々	奥佐々 (308)	35	30
99	Ⅲ	1400	四郷	四郷 (301)	35	50
100	Ⅲ	1401	四郷	四郷 (302)	35	60
101	Ⅲ	1402	四郷	四郷 (303)	40	70
102	Ⅲ	1403	四郷	四郷 (304)	35	30
103	Ⅲ	1404	長谷宮	長谷宮 (301)	40	40
104	Ⅲ	1405	長谷宮	長谷宮 (302)	45	80
105	Ⅲ	1406	長谷宮	長谷宮 (303)	40	70
106	Ⅲ	1407	長谷宮	長谷宮 (304)	45	80
107	Ⅲ	1408	井堰	井堰 (301)	35	30
108	Ⅲ	1409	井堰	井堰 (302)	40	70
109	Ⅲ	1410	井堰	井堰 (303)	40	100
110	Ⅲ	1411	井堰	井堰 (304)	45	100
111	Ⅲ	1412	養津呂	養津呂 (301)	45	120
112	Ⅲ	1413	花野原	花野原 (301)	40	70
113	Ⅲ	1414	花野原	花野原 (302)	45	50
114	Ⅲ	1415	円明寺	円明寺 (301)	40	50
115	Ⅲ	1416	円明寺	円明寺 (302)	45	20
116	Ⅲ	1417	勝谷	勝谷 (301)	40	60
117	Ⅲ	1418	勝谷	勝谷 (302)	40	80
118	Ⅲ	1419	勝谷	勝谷 (303)	40	30
119	Ⅲ	1420	勝谷	勝谷 (304)	45	50
120	Ⅲ	1421	勝谷	勝谷 (305)	35	140
121	Ⅲ	1422	勝谷	勝谷 (306)	40	60
122	Ⅲ	1423	毛原宮	毛原宮 (301)	40	45
123	Ⅲ	1424	毛原宮	毛原宮 (302)	35	100
124	Ⅲ	1425	毛原宮	毛原宮 (303)	45	50
125	Ⅲ	1426	毛原宮	毛原宮 (304)	45	20
126	Ⅲ	1427	毛原宮	毛原宮 (305)	45	110
127	Ⅲ	1428	毛原上	毛原上 (301)	40	40
128	Ⅲ	1429	毛原上	毛原上 (302)	35	85
129	Ⅲ	1430	毛原上	毛原上 (303)	35	60
130	Ⅲ	1431	毛原上	毛原上 (304)	40	30
131	Ⅲ	1432	毛原上	毛原上 (305)	45	90
132	Ⅲ	1433	毛原上	毛原上 (306)	45	20
133	Ⅲ	1434	毛原上	毛原上 (307)	45	50
134	Ⅲ	1435	毛原上	毛原上 (308)	45	30
135	Ⅲ	1436	毛原中	毛原中 (301)	30	50
136	Ⅲ	1437	毛原中	毛原中 (302)	45	50
137	Ⅲ	1438	毛原中	毛原中 (303)	40	30
138	Ⅲ	1439	毛原中	毛原中 (304)	45	30
139	Ⅲ	1440	毛原中	毛原中 (305)	45	30
140	Ⅲ	1441	毛原中	毛原中 (306)	45	20

141	Ⅲ	1442	小西	小西 (301)	40	20
142	Ⅲ	1443	福田	福田 (301)	45	20
143	Ⅲ	1444	福田	福田 (302)	40	50
144	Ⅲ	1445	福田	福田 (303)	45	40
145	Ⅲ	1446	安井	安井 (301)	35	30
146	Ⅲ	1447	野中	野中 (301)	45	30
147	Ⅲ	1448	野中	野中 (302)	35	50
148	Ⅲ	1449	南畑	南畑 (301)	40	60
149	Ⅲ	1450	南畑	南畑 (302)	35	50
150	Ⅲ	1451	南畑	南畑 (303)	45	60
151	Ⅲ	1452	南畑	南畑 (304)	40	30
152	Ⅲ	1453	南畑	南畑 (305)	40	50
153	Ⅲ	1454	南畑	南畑 (306)	40	50
154	Ⅲ	1455	南畑	南畑 (307)	40	60
155	Ⅲ	1456	箕六	箕六 (301)	40	60
156	Ⅲ	1457	上ヶ井	上ヶ井 (301)	40	50
157	Ⅲ	1458	津川	津川 (301)	45	70
158	Ⅲ	1459	津川	津川 (302)	40	40
159	Ⅲ	1460	津川	津川 (303)	45	40
160	Ⅲ	1461	津川	津川 (304)	45	40
161	Ⅲ	1462	津川	津川 (305)	45	30
162	Ⅲ	1463	樋下	樋下 (301)	30	20
163	Ⅲ	1464	樋下	樋下 (302)	35	20
164	Ⅲ	1465	樋下	樋下 (303)	45	30
165	Ⅲ	1466	大角	大角 (301)	40	30
166	Ⅲ	1467	大角	大角 (302)	40	70
167	Ⅲ	1468	三尾川	三尾川 (301)	30	10
168	Ⅲ	1469	三尾川	三尾川 (302)	40	70
169	Ⅲ	1470	三尾川	三尾川 (303)	30	60
170	Ⅲ	1471	三尾川	三尾川 (304)	45	40
171	Ⅲ	1472	三尾川	三尾川 (305)	40	80
172	Ⅲ	1473	三尾川	三尾川 (306)	40	90
173	Ⅲ	1474	上ヶ井	上ヶ井 (302)	40	120
174	Ⅲ	1475	上ヶ井	上ヶ井 (303)	45	90
175	Ⅲ	1476	上ヶ井	上ヶ井 (304)	35	50
176	Ⅲ	1477	上ヶ井	上ヶ井 (305)	30	40
177	Ⅲ	1478	上ヶ井	上ヶ井 (306)	40	30
178	Ⅲ	1479	三尾川	三尾川 (307)	40	100
179	Ⅲ	1480	今西	今西 (301)	40	160
180	Ⅲ	1481	中	中 (301)	40	100
181	Ⅲ	1482	毛原下	毛原下 (301)	35	40
182	Ⅲ	1483	毛原下	毛原下 (302)	40	50
183	Ⅲ	1484	毛原下	毛原下 (303)	40	90
184	Ⅲ	1485	毛原下	毛原下 (304)	40	80
185	Ⅲ	1486	毛原下	毛原下 (305)	35	90
186	Ⅲ	1487	毛原下	毛原下 (306)	45	60
187	Ⅲ	1488	毛原下	毛原下 (307)	45	100
188	Ⅲ	1489	毛原下	毛原下 (308)	45	60
189	Ⅲ	1490	毛原下	毛原下 (309)	40	190
190	Ⅲ	1491	毛原下	毛原下 (310)	40	60
191	Ⅲ	1492	滝ノ川	滝ノ川 (301)	45	80
192	Ⅲ	1493	滝ノ川	滝ノ川 (302)	45	40
193	Ⅲ	1494	滝ノ川	滝ノ川 (303)	40	90
194	Ⅲ	1495	滝ノ川	滝ノ川 (304)	35	70
195	Ⅲ	1496	滝ノ川	滝ノ川 (305)	30	60
196	Ⅲ	1497	滝ノ川	滝ノ川 (306)	45	100
197	Ⅲ	1498	滝ノ川	滝ノ川 (307)	40	50

2-1-6 警戒を要するため池 (防災重点農業用ため池等)

整理番号	ため池番号	ため池名称	所在地
1	303041001	樫河池	動木
2	303041002	露谷池	動木
3	303041003	上池 (動木)	動木
4	303041005	小池 (動木)	動木
5	303041009	ラクンダ池	動木
6	303041015	立玄池	動木
7	303041016	馬谷池	動木
8	303041018	奥の谷上池	動木
9	303041019	奥ノ谷中池	動木
10	303041020	奥ノ谷下池	動木
11	303041024	小池 (動木)	動木
12	303041025	寺中池	動木
13	303041029	大西 (西田谷) 池	動木
14	303041031	最上池	動木
15	303041045	黒池	動木
16	303041048	金魚池	動木
17	303041050	中池 (動木)	動木
18	303041052	くそっぽ池	動木
19	303041073	下池 (柴目 久保の原)	柴目
20	303041077	久保ノ原ノ池	柴目
21	303041081	ぶんど池	柴目
22	303041093	細池 (柴目 鷺谷)	柴目
23	303041094	上池 (柴目 鷺谷)	柴目
24	303041103	上池 (柴目 長谷)	柴目
25	303041112	おんどり池	柴目
26	303041117	宮の池	小畑
27	303041122	埋谷口池	小畑
28	303041123	埋谷中池	小畑
29	303041124	埋谷奥池	小畑
30	303041126	東池 (小畑)	小畑
31	303041131	にごり池	長谷
32	303041132	大杖前上池	長谷
33	303041133	大杖前上池	長谷
34	303041141	長池 (長谷)	長谷
35	303041143	大藪下池	長谷
36	303041152	吉瀬池	長谷
37	303041156	境谷池	長谷
38	303041161	笹子池	下佐々
39	303041162	笹子上池	下佐々
40	303041168	かご池	下佐々
41	303041169	やなでの上池	下佐々
42	303041170	やなでの下池	下佐々
43	303041171	菖蒲池	下佐々
44	303041173	皿の池	下佐々
45	303041174	牛ヶ谷池	下佐々
46	303041175	湯の戸池	下佐々
47	303041176	金庄池	下佐々
48	303041209	田人池	西野
49	303041232	山本池	釜滝
50	303041239	不動池	松瀬
51	303041240	畠山池	松瀬
52	303041244	北谷池	福井
53	303041256	北谷池 (上池)	福井
54	303041257	二ツ池上池	奥佐々
55	303041268	小根田所有池	坂本
56	303042002	焼尾池	樋下
57	303042009	亀池	南畑
58	303042011	新池 (安井)	安井
59	303042012	奥池 (安井)	安井
60	303042013	沢池	野中
61	303042015	大野池	神野市場
62	303042016	山根池	神野市場
63	303042017	北山池	神野市場
64	303042019	松下池	神野市場
65	303042021	女郎池	神野市場
66	303042023	垣内池	福田
67	303042026	角池	福田
68	303042029	北峯池	三尾川
69	303042031	伊勢谷池	三尾川
70	303042032	松本池	大角
71	303042035	ショウブ池	大角
72	303042037	日裏池	鎌滝
73	303042039	隠地池	鎌滝
74	303042040	岡本池	長谷宮
75	303042041	丸尾池	毛原中
76	303042042	中尾池	毛原中
77	303042043	南池	毛原中

2-3-1 火災発生状況

発生年	出火 件数	被害額 (千円)	総 数 (年中)				うち建物火災		
			り災 世帯	り災 人員	死者	負傷者	出火 件数	焼損 棟数	焼損面積 (㎡)
H18	2	287	1	1			2	2	18.6
H19	8	74					2	2	65.3
H20	11	19,232	1	2			3	8	113.3
H21	10	22,141	7	18		2	6	8	661.3
H22	6	9,224	1	2	1	2	2	4	785.0
H23	9	89,088	4	12		1	4	4	342.1
H24	3	100	1	1			1	1	8.0
H25	7	806	2				2	2	0.3
H26	4	2,291	1	2		1	3	3	91.0
H27	5	1,020					1	1	88.0
H28	4	116					1	1	13.2
H29	4	21,690	2	6	1	2	2	5	481.0
H30	4	2,488	1	2			1	1	129.0

2-3-2 (1) 林野火災対策用資機材保有現況

名称	防災	産業	消防			
チェーンソー	1		7			
ノコギリ	3		18			
草刈機		5	3			
カマ	3	3	10			
ナタ	3	2	7			
ジェットシューター		20	9			
可搬式ポンプ (背負い式を含む)			6			
消火器 (背負い式を含む)						
トランシーバー	1	4				
メガホン	11		12			
発電機	2		10			
照明器			20			
組み立て式水槽			4			
その他						

2-3-2 (2) 県有林野火災用空中消火資機材備蓄状況

	散布装置	組立 貯水槽	消火 ポンプ	消火剤 拌機	消火剤等	粉砕機	備考
和歌山県 (県消防学校)	(水のう型) 5台	(2,500ℓ) 2個	(B3型) 2台	(混合機) 2台	(スーパーマップル) 4,000kg (液体) 3,000kg (CMC) 800kg (着色剤) 40kg	1台	ホース(20m) 7本 吸管 3本

(資料：県計画・資料編)

2-4 主要公共建物状況

(建築面積1000㎡以上)

番号	建築施設	所在地	階数	構造	延面積	取得等 年月日	備考	所管課
1	紀美野町役場	動木287	4	RC	3,014	S57.9	役場庁舎	企画管財課
2	美里支所	神野市場226-1	3	RC	3,311.83	H3.6.10	役場庁舎	美里支所
3	野上小学校(屋内運動場)	動木1445	2	RC	1,098	H18.2	学校	教育課
4	野上小学校(校舎)	動木1445	3	RC	4,500	H12.3	学校	教育課
5	下神野小学校(校舎)	神野市場214	2	RC	2,684	H7.3	学校	教育課
6	下神野小学校(屋内運動場)	神野市場214	2	RC	1,037	H7.3	学校	教育課
7	上神野小学校(体育館)	鎌滝107	2	RC	1,175	S56.3	学校(休)	企画管財課
8	毛原小学校(屋内運動場)	毛原中689	2	RC	1,248	H13.10	学校	教育課
9	野上中学校(校舎)特別教室棟	下佐々940	2	RC	1,390	S59.3	学校	教育課
10	野上中学校(校舎)普通教室棟	下佐々940	3	RC	2,036	S57.3	学校	教育課
11	野上中学校(屋体)	下佐々940	2	RC	1,626	H2.3	学校	教育課
12	美里中学校(校舎)	野中494-1	2	RC	1,132	S46.3	学校	教育課
13	美里中学校(特別教室棟)	野中494-1	3	RC	1,215	S60.3	学校	教育課
14	長谷毛原中学校(校舎)	毛原宮222	3	RC	1,736	S56.6	学校	教育課
15	総合福祉センター	下佐々1408-4	3	RC	3230.67	H16.2.27	役場庁舎	保健福祉課
16	きみのこども園	動木156	1	S	1332.5	H22.1.25	こども園	保健福祉課
17	中央公民館	動木288-4	3	RC	2719	S57.9.20	公民館	教育課
18	文化センター	神野市場217	2	RC (一部S)	2,855.89	H10.3.16	文化センター	教育課
19	農村総合センター(本館)	野中387-1	2	RC	1,639.42	S53.3.31	体育施設	教育課
20	下佐々第8団地(若葉住宅)	下佐々866-1	3	RC	1416.7	H7.6.30	住宅	企画管財課
21	りら創造芸術高等学校(校舎)	真国宮56	2	RC	1,210	S59.3	学校	企画管財課
22	和歌山県動物愛護センター(愛護棟)	国木原372	1	RC	2,342	H12.7		和歌山県
23	和歌山県動物愛護センター(管理棟)	国木原372	1	RC	1,132	H12.7		和歌山県
24	和歌山県立海南高等学校 大成校舎(管理教室棟)	動木1515	3	RC	2,673.03	S57.7		和歌山県
25	和歌山県立海南高等学校 大成校舎(特別教室棟)	動木1515	3	RC	2,661.80	S41.2		和歌山県
26	和歌山県立海南高等学校 大成校舎(体育館)	動木1515	2	RC	1,596	S54.4		和歌山県
27	和歌山県立海南高等学校 美里分校	毛原中689	3	RC	1,985.90	S57.7		和歌山県

2-5 (1) 上水道等施設の概要

(1) 給水人口等

	給水人口	年間給水量	一日平均給水量	発電設備	
上水道	4,948人	578,094m ³	1,584m ³	○	浄水場のみ
河北簡易水道	1,031人	184,836m ³	506m ³	○	取水、浄水場、中継所
河南簡易水道	338人	43,415m ³	119m ³	○	取水、浄水場、中継所
中田簡易水道	30人	3,711m ³	10m ³		
美里簡易水道	1,856人	403,841m ³	1,106m ³	○	取水、浄水場、中継所
福田簡易水道	370人	40,021m ³	110m ³		
毛原簡易水道	312人	46,259m ³	127m ³	○	浄水場
長谷宮簡易水道	143人	26,519m ³	73m ³	○	浄水場

(2) 施設能力等

施設水系	取水施設		浄水施設		配水施設			
	水源等	場所	施設名	場所	施設名	場所	水槽	容量
上水道	伏流水 浅井戸	下佐々	下佐々浄水場	下佐々443-2	下佐々配水池	下佐々373-1	150.0m ³ ×2	300.0m ³
					平配水池	動木1834	500.0m ³ ×1	500.0m ³
					檜河配水池	小畑860-2	75.0m ³ ×2	150.0m ³
河北簡易水道	浅井戸	西野	河北浄水場	西野67	河北配水池	西野901-1	189.0m ³ ×2	378.0m ³
						西野901-6	117.6m ³ ×1	117.6m ³
					志賀野配水池	西野464-1	108.0m ³ ×1	108.0m ³
					西谷配水池	吉野181-4	1.0m ³ ×1	1.0m ³
河南簡易水道	浅井戸	下佐々	河南浄水場	下佐々1175	福井配水池	福井986	97.5m ³ ×1	97.5m ³
							67.5m ³ ×1	67.5m ³
					坂本配水池	坂本396-1	72.0m ³ ×1	72.0m ³
					梅本第1配水池	坂本115-2	62.5m ³ ×1	62.5m ³
					梅本第2配水池	梅本656-4	32.3m ³ ×1	32.3m ³
					中田配水池	中田332-1	44.2m ³ ×1	44.2m ³
		奥佐々配水池	奥佐々163-1	37.5m ³ ×1	37.5m ³			
中田簡易水道	表流水	中田	中田浄水場	中田661	中田配水池	中田661	5.5m ³ ×1	5.5m ³
美里簡易水道	浅井戸	田	松ヶ峯浄水場	松ヶ峯424-5	松ヶ峯配水池	松ヶ峯424-5	260.0m ³ ×2	520.0m ³
	表流水	滝ノ川			永谷配水池	永谷204	110.0m ³ ×2	220.0m ³
	表流水	滝ノ川			真国配水池	津川829-10	109.2m ³ ×2	218.4m ³
	表流水	中			谷低区配水池	谷623-2	11.2m ³ ×1	11.2m ³
					谷高区配水池	谷224-3	13.8m ³ ×1	13.8m ³
					滝ノ川配水池	滝ノ川133	17.2m ³ ×1	17.2m ³
					箕六・南畑配水池	箕六285-1	33.9m ³ ×2	67.8m ³
		浅井戸	福田	福田浄水場	福田433-1	福田配水池	福田433-1	123.0m ³ ×1
	浅井戸	福田				44.0m ³ ×2	88.0m ³	
毛原簡易水道	表流水	毛原上	毛原浄水場	毛原宮11	毛原配水池	毛原中257-2	154.0m ³ ×2	308.0m ³
長谷宮簡易水道	浅井戸	長谷宮	長谷宮浄水場	長谷宮649	長谷宮配水池	長谷宮651	36.0m ³ ×2	72.0m ³
	表流水	毛原上			毛原上配水池	毛原上817	22.0m ³ ×1	22.0m ³

(3) 車両及びその他設備状況

平成31年4月1日

項目名	台数	項目名	台数
クローラー型バックフォア	2	給水車 (3トン)	1
2トンダンプ	1	軽車両	6
アクアレスキュー	2	その他配管補修資機材	一式

2-5 (2) 農業集落排水事業の供用開始状況

事業名	農業集落排水事業		
事業期間	H.4年度～H.7年度		
処理対象排水	し尿及び生活雑排水		
計画人口	880人		
日平均汚水量	238m ³ /日		
時間最大汚水量	28.6m ³ /時		
処理方式	JARUS-Ⅲ型 (流量調整槽前置型嫌気ろ床併用接触ばっ気方式)		
計画水質		流入水	処理水
	BOD	200mg/リットル	20mg/リットル
	S S	200mg/リットル	50mg/リットル
管路施設	管種	下水道用硬質塩化ビニール管	
	管径	φ150mm～φ200mm	
	管路延長	4,915m	
	中継ポンプ槽	11ヶ所	

2-6 文化財一覧

指定	名称	指定年月日	所在地	所有者等
国	野上八幡宮 本殿	昭19.9.5	小畑	野上八幡宮
国	野上八幡宮 拝殿	昭19.9.5	小畑	野上八幡宮
国	野上八幡宮 摂社武内神社本殿	昭19.9.5	小畑	野上八幡宮
国	野上八幡宮 摂社平野今木神社本殿	昭19.9.5	小畑	野上八幡宮
国	野上八幡宮 摂社高良玉垂神社本殿	昭19.9.5	小畑	野上八幡宮
国	泉福寺 梵鐘	昭46.6.22	長谷宮	泉福寺
国	赤銅鳥頸太刀銘真長	大11.4.13	小畑	野上八幡宮
国	十三神社 本殿	昭44.3.12	野中	十三神社
国	十三神社 摂社丹生神社本殿	昭44.3.12	野中	十三神社
国	十三神社 摂社八幡神社本殿	昭44.3.12	野中	十三神社
県	国吉熊野神社 石造宝篋印塔	昭40.9.20	田	熊野神社
県	野上八幡神社 絵馬殿	昭37.2.13	小畑	野上八幡宮
県	大日寺 木造阿弥陀如来坐像	昭55.2.16	毛原宮	大日寺
県	龍福寺 木造阿弥陀如来坐像	昭55.2.16	高畑	龍福寺
県	岡本家文書 930点	昭52.3.16	福田	岡本家
県	釜滝甌穴	昭46.3.22	釜滝	町
県	国木原ノタフジの大樹	昭41.12.9	国木原	個人所有
県	善福寺のカヤ(雌株)	昭53.8.18	勝谷	善福寺
県	箕六弁財天社のカツラ(雄株)	昭53.8.18	箕六	箕六弁財天社
県	丹生神社のイチヨウ(雌株)	昭53.8.18	長谷宮	丹生神社
県	紀美野町のヒダリマキガヤ群 (13本)	平31.2.7	毛原上 外	個人所有
町	梅中傘踊り	昭62.2.1	梅本	小川郷土芸能保存会
町	野上八幡宮獅子舞	平21.8.4	小畑	野上八幡宮獅子舞保存会
町	遍照寺の弘法大師像	平21.8.4	津川	遍照寺

2-7-1 (1) 危険物貯蔵所現況

	製造所	貯蔵所							
		屋内 貯蔵所	屋外タンク 貯蔵所		屋内タンク 貯蔵所	地下タンク 貯蔵所	簡易タンク 貯蔵所	移動タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所
			特定						
紀美野町	0	5	1	0	1	6	0	0	1

2-7-1 (2) 危険物取扱所現況

	取扱所						
	給油 取扱所	第1種 販売取扱所	第2種 販売取扱所	移送 取扱所		一般 取扱所	事業所
				特定			
紀美野町	11	0	0	0	0	5	21

2-7-2 火薬類関係事業所一覧

	火薬庫（棟数）					販売		煙火	
	1級	2級	3級	実包	煙火	火薬	銃砲	製造	販売
紀美野町	—	—	—	—	—	1	—	—	—

2-7-3 高圧ガス・液化石油ガス関係事業所一覧

	高圧ガス保安法					液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令			
	製造施設				貯蔵	販売	販売	特定供給設備	
	一般	液石	コンビ	一般・ 液石兼業					
紀美野町	2						12	3	

2-8-1 紀美野町の公衆電気通信施設の概要

名称	所在地	電話番号	備考
N T T 西日本 和歌山支店	和歌山市一番丁5	073-421-9180	災害対策室

2-8-2 紀美野町の電力施設の概要

名称	所在地	電話番号	備考
関西電力(株)和歌山支社	和歌山市岡山丁40	0800-777-3081	

2-11-1 (1) 消防施設整備状況

施設名称	数量	
	消防署	消防団
指揮車	1	0
水槽付消防ポンプ自動車	1	—
普通消防ポンプ自動車	3	2
小型動力ポンプ	ポンプ付積載車	29
	車輻に積載していない	3
可動式小型動力ポンプ	0	—
救急自動車	2	—
資機材搬送車	1	—
広報車	1	—
小型動力ポンプ付水槽車	0	—
その他	2	—

2-11-1 (2) 消防水利の現況

	計 A+B+C	消火栓 A	防火水槽 B			井戸 C
			60m ³ 以上	40m ³ 以上 60m ³ 未満	40m ³ 未満	
紀美野町	549	480	3	103	8	—

2-11-2 水防施設等の現況

県振興局管内	水位観測所 (箇所)		雨量観測所 (箇所)		水防無線局 (箇所)
	県が報告を 受けるもの	その他	県が報告を 受けるもの	その他	
紀美野町	2	2	3	4	0

2-11-3 指定避難所等施設一覧

(1) 指定緊急避難場所

避難場所名称	所在地	収容人数	収容部分	対象とする災害			安全レベル
			面積	大雨	土砂災害	地震	
小畑集会所	小畑107	40	81	○	○	○	☆(注)
スポーツ公園体育館	小畑853-2	270	720	○	○	○	☆(注)
動木集会所	動木227-1	34	69	○	○	○	☆☆☆
野上小学校体育館	動木1445	192	513	○	○	○	☆
芝崎集会所	動木363-1	17	35	○	○	○	☆☆☆
野上中学校体育館	下佐々940	393	1050	○	○	○	☆☆
河南集会所(海南鋼管)	下佐々1817	24	50		○	○	☆(注)
下佐々コミュニティーセンター	下佐々595-1	50	101	○	○	○	☆☆☆
中央児童館	下佐々173	28	56		○	○	☆
新生町集会所	下佐々803-1	26	54		○	○	☆
吉見集会所	下佐々1752-1	33	68	○	○	○	☆☆☆
総合福祉センター	下佐々1408-4	400	850	○	○	○	☆☆
やすらぎ園	下佐々1408-7	88	176			○	☆
吉野集会所	吉野320-3	49	99	○	○	○	☆(注)
福井集会所	福井1313-1	35	70	○	○	○	☆(注)
小川地区公民館	中田23	42	84	○	○	○	☆☆☆
小川小学校体育館	中田4	123	330			○	☆☆☆
志賀野地区公民館	西野22-1	66	133			○	☆☆☆
志賀野体育館	西野11-1	102	273			○	☆
西野集会所	西野691	27	54	○	○	○	☆☆☆
東野集会所	東野31-1	19	38	○	○	○	☆(注)
釜滝集会所	西野246-1	17	35	○	○	○	☆☆☆
長谷集会所	長谷37-1	41	83	○	○	○	☆☆☆
国木原集会所	国木原1	25	50	○	○	○	☆(注)
福田集会所	福田143-1	43	87	○	○	○	☆
安井集会所	安井134-2	23	46	○	○	○	☆☆☆
美里中学校体育館	野中494-1	199	533	○	○	○	☆
下神野小学校体育館	神野市場214	214	572	○	○	○	☆☆☆
神野市場交流ふれあいセンター	神野市場269	28	56	○	○	○	☆☆☆
樋下高齢者ふれあい憩いの家	樋下49-2	12	25		○	○	☆(注)
津川集会所	津川267	23	46			○	☆(注)
箕六高齢者ふれあい憩いの家	箕六53	14	30	○	○	○	☆(注)
三尾川区民センター	三尾川429	25	50		○	○	☆(注)
旧上神野小学校体育館	鎌滝107	149	398			○	☆(注)
自然体験世代交流センター	鎌滝636	69	186	○	○	○	☆☆☆
赤木高齢者ふれあい憩いの家	赤木311	14	29	○	○	○	☆(注)
桂瀬集会所	桂瀬127	25	50		○	○	☆(注)
国吉多目的集会所	田64	30	60	○	○	○	☆(注)
滝ノ川集会所	滝ノ川402	25	50			○	☆(注)
毛原下集会所	毛原下253-2	15	29	○	○	○	☆☆☆
転作研修会館	小西310-6	25	50			○	☆(注)
毛原中集会所	毛原中178-2	12	24	○	○	○	☆(注)
長谷毛原健康センター	毛原宮172-2	246	523	○	○	○	☆☆☆
長谷毛原中学校体育館(休校中)	毛原宮222	168	448			○	☆(注)
長谷宮集落センター	長谷宮223-2	47	95	○	○	○	☆
真国区民センター	真国宮32-2	67	180	○	○	○	☆(注)
上真国多目的集会所	花野原351-6	30	60	○	○	○	☆(注)
円明寺集会所	円明寺202-1	23	46	○	○	○	☆(注)
勝谷集会所	勝谷181-2	19	40	○	○	○	☆(注)
四郷集会所	四郷134	11	23	○	○	○	☆(注)
		3,697	8,806				

安全レベル

☆☆☆ 土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全な避難場所

☆☆ 土砂災害や浸水が発生した場合でも一定の安全が確保することが可能である避難場所

☆ 大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がある避難場所

☆(注) 大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がより高い避難場所

(2) 指定避難所

避難所名称	所在地	収容人数 (人)	収容部分 の面積 (㎡)	避難者1人当 たり面積	構造	防災無線
小畑集会所	小畑107	40	81	2.0	鉄骨 1F	双方向無線
スポーツ公園体育館	小畑853-2	270	720	2.7	鉄骨 1F	双方向無線
動木集会所	動木227-1	34	69	2.0	鉄骨 1F	移動無線
野上小学校体育館	動木1445	192	513	2.7	RC 2F	双方向無線
芝崎集会所	動木363-1	17	35	2.0	木造 1F	
野上中学校体育館	下佐々940	393	1050	2.7	RC 2F	双方向無線
河南集会所 (海南鋼管)	下佐々1817	24	50	2.1	鉄骨 1F	
下佐々コミュニティーセンター	下佐々595-1	50	101	2.0	鉄骨 2F	移動無線
中央児童館	下佐々173	28	56	2.0	RC 2F	
新生町集会所	下佐々803-1	26	54	2.1	木造 1F	
吉見集会所	下佐々1752-1	33	68	2.1	鉄骨 1F	
総合福祉センター	下佐々1408-4	400	850	2.1	RC 3F	双方向無線
やすらぎ園	下佐々1408-7	88	176	2.0	RC 3F	移動無線
吉野集会所	吉野320-3	49	99	2.0	鉄骨 1F	
福井集会所	福井1313-1	35	70	2.0	鉄骨 1F	
小川地区公民館	中田23	42	84	2.0	RC 2F	
小川小学校体育館	中田4	123	330	2.7	鉄骨 1F	双方向無線
志賀野地区公民館	西野22-1	66	133	2.0	RC 2F	移動無線
志賀野体育館	西野11-1	102	273	2.7	鉄骨 1F	双方向無線
西野集会所	西野691	27	54	2.0	鉄骨 1F	
東野集会所	東野31-1	19	38	2.0	鉄骨 1F	
釜滝集会所	西野246-1	17	35	2.0	木造 1F	移動無線
長谷集会所	長谷37-1	41	83	2.0	鉄骨 1F	移動無線
国木原集会所	国木原1	25	50	2.0	鉄骨 1F	移動無線
福田集会所	福田143-1	43	87	2.0	SRC 1F	
安井集会所	安井134-2	23	46	2.0	木造 1F	
美里中学校体育館	野中494-1	199	533	2.7	RC 2F	移動無線
下神野小学校体育館	神野市場214	214	572	2.7	RC 1F	双方向無線
神野市場交流ふれあいセンター	神野市場269	28	56	2.0	鉄骨 1F	
樋下高齢者ふれあい憩いの家	樋下49-2	12	25	2.1	RC 1F	双方向無線
津川集会所	津川267	23	46	2.0	木造 1F	移動無線
箕六高齢者ふれあい憩いの家	箕六53	14	30	2.1	木造 1F	移動無線
三尾川区民センター	三尾川429	25	50	2.0	鉄骨 1F	移動無線
旧上神野小学校体育館	鎌滝107	149	398	2.7	鉄骨 1F	移動無線
自然体験世代交流センター	鎌滝636	69	186	2.7	鉄骨 1F	双方向無線
赤木高齢者ふれあい憩いの家	赤木311	14	29	2.1	木造 1F	移動無線
桂瀬集会所	桂瀬127	25	50	2.0	木造 1F	移動無線
国吉多目的集会所	田64	30	60	2.0	鉄骨 2F	双方向無線
滝ノ川集会所	滝ノ川402	25	50	2.0	木造 1F	移動無線
毛原下集会所	毛原下253-2	15	29	1.9	木造 1F	
転作研修会館	小西310-6	25	50	2.0	鉄骨 1F	
毛原中集会所	毛原中178-2	12	24	2.0	木造 1F	
長谷毛原健康センター	毛原宮172-2	246	523	2.1	鉄骨 1F	
長谷毛原中学校体育館 (休校中)	毛原宮222	168	448	2.7	RC 2F	双方向無線
長谷宮集落センター	長谷宮223-2	47	95	2.0	SRC 2F	双方向無線
真国区民センター	真国宮32-2	67	180	2.7	鉄骨 1F	双方向無線
上真国多目的集会所	花野原351-6	30	60	2.0	木造 2F	双方向無線
円明寺集会所	円明寺202-1	23	46	2.0	木造 1F	
勝谷集会所	勝谷181-2	19	40	2.1	木造 1F	
四郷集会所	四郷134	11	23	2.1	木造 1F	移動無線
		3,697	8,806			

(3) 福祉避難所

避難所名称	所在地
特別養護老人ホームやすらぎ園	下佐々1408-7
特別養護老人ホーム美里園	安井6-1
国保野上厚生総合病院	小畑198

2-11-4 救助物資備蓄の状況

救助物資備蓄の状況

	発電機	ガソリン 携行缶	投光器 三脚付	簡易トイレセット		
				組み立てトイレ (エコマルII)	トイレ用 テント	消臭固化剤
スポーツ公園 備蓄庫 (旧野上町)	23	23	23	23	23	3,200
総合福祉センター 4階 屋上出入り口	2	2	2	2	2	1,600
美里支所 (下神野、上神野地区)	14	14	14	14	14	28,100
国吉医師住宅 (国吉地区)	2	2	2	2	2	800
長谷毛原中学校 備蓄庫 (長谷毛原地区)	4	4	4	4	4	2,200
菘津呂ハート 備蓄庫 (真国地区)	5	5	5	5	5	1,600
長谷宮集落センター	-	-	-	-	-	-
小西転作会館	-	-	-	-	-	-
役場本庁舎	2	-	-	-	-	-
合計	52	50	50	50	50	37,500

	毛布	給水袋 (5ℓ)	間仕切り		非常用食糧 (食)	非常用飲料水 (500ml)
			ファミリー用	多目的用		
スポーツ公園 備蓄庫 (旧野上町)	-	600	4	1	-	-
総合福祉センター 4階 屋上出入り口	120	-	4	1	-	-
美里支所 (下神野、上神野地区)	1,886	3,800	68	6	10,670	10,560
国吉医師住宅 (国吉地区)	50	100	8	1	-	-
長谷毛原中学校 備蓄庫 (長谷毛原地区)	140	300	12	1	-	-
菘津呂ハート 備蓄庫 (真国地区)	100	200	12	1	-	-
長谷宮集落センター	10	-	-	-	-	-
小西転作会館	5	-	-	-	-	-
役場本庁舎	30	-	-	-	-	-
合計	2,341	5,000	108	11	10,670	10,560

2-11-5 ヘリコプター離発着予定地・ホバリング予定地一覧

番号	場 所 施 設	所在地 連絡先	施設管理者 連絡先	発着場の 広さ (m)	備 考
1	スポーツ公園 多目的運動広場	動木518 489-5368	教育委員会 489-5910	140 * 120	ナイト照明
2	志賀野運動場	西野11-1	教育委員会 489-5910	60 * 65	北に校舎
3	農村総合センター 野球場	野中387-1 495-3212	教育委員会 489-5910	100 * 100	
4	元 長谷毛原中学校 運動場	毛原宮222 499-0030	教育委員会 489-5910	100 * 80	20*20㎡舗装ヘリポート整備 (平成26年)
5	慶風高等学校 運動場	田64 498-0100	紀美野町 489-2430	55 * 35	
6	美里中学校 運動場	野中494-1 495-2016	教育委員会 489-5910	100 * 70	
7	りら創造芸術高等学校 運動場	真国宮56 497-9111	紀美野町 489-2430	52 * 50	
8	文化センター (拠点施設)	神野市場217 495-9055	教育委員会 489-5910	40 * 40	
9	ふれあい広場	西野971-1 489-5300	紀美野町 489-2430	75 * 100	
10	生石山 第2駐車場	中田899-29 489-3586	紀美野町 489-2430	100 * 20	
11	海南高等学校 美里分校運動場	毛原中689 499-0034	美里分校 499-0034	77 * 85	グラントフェンス高いこと による条件付可
12	上神野公園広場	鎌滝691	教育委員会 489-5910	50 * 40	グラントフェンス高いこと による条件付可
13	蓑津呂ヘリポート	蓑津呂3-1	紀美野町 489-2430	60 * 20	条件付可
14	小川小学校 運動場	中田4 489-2402	教育委員会 489-5910	48 * 52	条件付可
15	元 長谷小学校 運動場	長谷宮129-2	紀美野町 489-2430	40 * 40	ホバリングでの物資搬送、 要救助者の吊上可能

条件付可…広さ、フェンスの高さ、進入離脱経路等の障害により災害時の使用に限られる。

2-12(1) 紀美野町防災行政無線の概要

対象区域	設置年次	構成	設置場所	備考
紀美野町内全域	令和2年4月 全局デジタル化	親局	紀美野町役場	旧野上地区 平成5年5月設置 (アナログ)
		親局装置	紀美野町役場	
		遠隔制御装置	紀美野町消防本部	
		遠隔制御装置	紀美野町総合福祉センター	
		丸山中継局	紀美野町柴目地区	
		今西再送信子局	紀美野町今西地区	旧美里地区 平成20年4月設置 (デジタル)
		円明寺再送信子局	紀美野町円明寺地区	
		屋外子局 142局	紀美野町内一円	
		公用車載器 4局	紀美野町消防本部	
		ハンディ機 10台	紀美野町役場	

2-16 災害拠点病院

(1) 災害拠点病院

区分	医療圏	医療機関名	住所	電話番号
総合	和歌山	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811-1	447-2300 衛星携帯 080-2501-7052
		日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通4-20	422-4171 衛星携帯 090-7355-2418 090-8829-1228
地域	和歌山	独立行政法人労働者健康安全機構 和歌山労災病院	和歌山市木ノ本93-1	451-3181 衛星携帯 080-8510-5306 080-8307-1320

(2) 災害支援病院

区分	医療圏	医療機関名	住所	電話番号
災害支援	和歌山	済生会和歌山病院	和歌山市十二番丁45	424-5185 衛星携帯 080-2457-7069
		海南医療センター	海南市日方1522-1	482-4521 衛星携帯 870-776741813
		国保野上厚生総合病院	紀美野町小畑198	489-2178 衛星携帯 080-8533-0132

(資料：県計画・資料編)

2-17 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設

施設区分	施設名称	住所	警戒区域等の指定状況	伝達手段
	吉村歯科診療所	動木80	警戒区域（土石流）	防災無線
	吉村皮膚科野上分院	動木80	警戒区域（土石流）	防災無線
	西田歯科医院	下佐々1035-4	警戒区域（土石流）	防災無線
	みさと紺谷整骨院	神野市場286-2	警戒区域（土石流）	防災無線
	上田整骨院	下佐々1041	警戒区域（土石流）	防災無線
	長谷毛原診療所	毛原宮254	警戒区域（急傾斜地崩壊）	防災無線
	真国診療所	真国宮32-2	警戒区域（土石流）	防災無線
	細野診療所	円明寺221-2	警戒区域（急傾斜地崩壊）	防災無線
小学校	野上小学校	動木1445	警戒区域（土石流）	防災無線
中学校	野上中学校	下佐々940	警戒区域（急傾斜地崩壊）	防災無線
高等学校	海南高校大成校舎	動木1515	警戒区域（土石流）	防災無線
	海南高校美里分校	毛原中689	警戒区域（急傾斜地崩壊）	防災無線
	りら創造芸術高等学校	真国宮56	警戒区域（土石流）	防災無線
児童施設	きみのこども園	動木156	警戒区域（土石流）	防災無線、個別受信機
高齢者・障がい者施設	特別養護老人ホーム やすらぎ園	下佐々1408-7	特別警戒区域（急傾斜地崩壊）	防災無線
	老人保健施設 天寿苑	下佐々385-1	警戒区域（土石流）	防災無線、個別受信機
	紀美野町社会福祉協議会 通所介護事業所	下佐々1408-4	警戒区域（急傾斜地崩壊）	防災無線
	グループホーム ラフェスタ紀美野	下佐々1396-8	特別警戒区域（急傾斜地崩壊）	防災無線
	特別養護老人ホーム 美里園	安井6-1	警戒区域（急傾斜地崩壊）	防災無線、個別受信機

2-18 土砂災害危険箇所等内の要配慮者利用施設

施設区分	施設名称	住所	警戒区域等の指定状況	伝達手段
医療関係	谷田クリニック	小畑668-1	急傾斜地被害想定範囲	防災無線
	にしもと内科クリニック	吉野46-2	急傾斜地被害想定範囲	防災無線
	国吉診療所	田63	地滑り危険箇所	防災無線
小学校	下神野小学校	神野市場214	土石流危険渓流	防災無線
高等学校	慶風高等学校	田64	地滑り危険箇所	防災無線
高齢者・障がい者施設	もも(デイサービス)	鎌滝636	地滑り危険箇所	防災無線、個別受信機

3-1-1-1 (1) 紀美野町災害対策本部条例

紀美野町災害対策本部条例

平成18年1月1日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、紀美野町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

3-1-2-1 最寄りの気象業務施設

種別	観測所名	所在地	設置場所	電話番号	観測者
気象観測所	和歌山	和歌山市 男野芝丁	和歌山地方气象台	073-422-1328	和歌山地方气象台
雨量観測所	野上 美里 松ヶ峯	動木 神野市場 松ヶ峯	役場本庁 美里支所 みさと天文台	073-489-2430 073-495-2021 073-498-0305	海草振興局
水位観測所	小川橋 永宝橋	福井 毛原宮	小川橋左岸下流 直近 永宝橋橋脚	073-423-3281	海草振興局
地震観測所	和歌山	和歌山市 男野芝丁	和歌山地方气象台	073-422-1328	和歌山地方气象台
地震観測施設	野上 美里	下佐々 神野市場	消防本部 美里支所	073-489-5146 073-495-2021	和歌山県

(資料：県計画・資料編)

3-1-2-2 (1) 災害概況即報および被害状況即報様式

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所						発生日時	日 時 分						
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		<small>うち災害関連死者</small>		人			棟		床下浸水		棟			
		負傷者		人	軽傷		人		一部損壊		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		区 分		被 害		区 分		被 害		都道府県	市町村	
災害名 ・ 報告番号	災害名		田	流失・埋没	ha	公立文教施設	千円	災 害 対 策 本 部 況	公 共 施 設			市町村
	第 報			冠 水	ha	農林水産業施設	千円					
報告者名	(月 日 時現在)		畑	流失・埋没	ha	公共土木施設	千円	置 本 部 況	公 共 施 設	市町村		
				冠 水	ha	その他の公共施設	千円					
区 分		被 害		学 校	箇 所	小 計	千円	災 害 救 助 法 名	計	団 体		
病 院		道 路		橋 り よ う	箇 所	農 産 被 害	千円					
人的被害	死 者	人	その他	河 川	箇 所	林 産 被 害	千円	災 害 救 助 法 名	計	団 体		
	うち災害関連死者	人		港 湾	箇 所	畜 産 被 害	千円					
	行方不明者	人		砂 防	箇 所	水 産 被 害	千円					
	負 重 傷 者	人		清 掃 施 設	箇 所	商 工 被 害	千円					
負 軽 傷 者	人	崖 ぐ ず れ		箇 所	鉄 道 不 通	箇 所	被 害 船 舶	隻	災 害 の 概 況			
全 壊	棟	被 害 船 舶		隻	水 道 戸		水 道 戸					
半 壊	棟	電 話		回 線	電 気 戸		ガ ス 戸		消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	自 衛 隊 の 災 害 派 遣	そ の 他	
一 部 破 損	棟	ブ ロ ッ ク 屏 等		箇 所								消 防 機 関 等 の 活 動 状 況
床 上 浸 水	棟								消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	自 衛 隊 の 災 害 派 遣	そ の 他	
床 下 浸 水	棟	り 災 世 帯 数		世 帯								消 防 機 関 等 の 活 動 状 況
非 住 家	公 共 建 物	棟		り 災 者 数	人				消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	自 衛 隊 の 災 害 派 遣	そ の 他	
	そ の 他	棟		火 災 発 生	建 物 件							消 防 機 関 等 の 活 動 状 況
				危 険 物 件				消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	自 衛 隊 の 災 害 派 遣	そ の 他		
				そ の 他 件							消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	自 衛 隊 の 災 害 派 遣
						被 害 総 額	千円	119番通報件数		件		

※1 被害額は省略することができるものとする

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

<記入要領>

(1) 第4号様式(その1) (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難情報等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。

なお、避難情報の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告をすること。

(2) 第4号様式(その2) (被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

3-1-3 和歌山県下消防広域相互応援協定

和歌山県下消防広域相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、和歌山県域内(以下「県下」という。)において大規模又は特殊な災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、県下の市町村及び消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 大規模な火災、林野火災並びに高層建築物火災及び危険物施設火災等の特殊火災
- (3) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な事故
- (4) 上記以外の災害で、応援を必要とする災害

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町村等(以下「要請側市町村等」という。)の消防長(消防本部を置かない町村の場合は、町村長。以下同じ。)が要請側市町村等の消防力のみでは十分に対応できないと認める場合において、本協定を締結している他の市町村等(以下「応援側市町村」という。)の消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、種別及び状況
- (2) 被害状況
- (3) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (4) 集結場所及び連絡責任者
- (5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援側市町村等の消防長は、前条の規定により応援要請を受けたときには、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。応援側市町村等の消防長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請側市町村等の消防長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請側市町村等における応援隊の指揮は、原則として要請側市町村等の消防長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(応援隊等の登録)

第7条 各市町村等は、応援要請に備え、応援出動が可能な部隊及び資機材を予め登録しておくものとする。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の区分によるものとする。

応援側市町村等が負担する経費

ア 出動隊員の人件費、災害補償費

イ 出動車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く)

ウ 応援により特に要した車両及び機械器具の小修理に要する経費

エ 応援出勤中、応援隊が起こした交通事故による損害の賠償に要する経費

オ 被服の損料費

要請側市町村等が負担する経費

ア 車両及び機械器具の燃料費で、現地で調達したもの

イ 応援により特に要した車両及び機械器具の大修理に要する経費

ウ 応援により特に調達した化学消火薬剤費等

エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等(応援隊が起こした交通事故による損害の賠償に要する経費を除く。)

オ 応援隊員の死傷に伴う賞じゅつ金

カ その他、応援活動中に要した諸経費

経費負担に疑義が生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

(情報提供等)

第9条 協定市町村等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防関係情報等を相互に提供するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町村等の消防長(消防本部を置かない町村及び消防組合を構成する町村にあつては、消防事務担当課長)が協議して定めるものとする。

(疑義)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定市町村等が協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書58通を作成し、市町村等において各1通を保有するものとする。

平成8年3月1日

3-1-4 紀美野町水防計画

第1章 総 則

1 目 的

この計画は、水防法（以下「法」という。）第33条の規定に基づき紀美野町の水防業務実施の円滑化を図るため必要な事項を定め、洪水等による水災を警戒し防御しこれによる被害を軽減することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 「紀美野町水防本部」洪水等による水災を警戒し、紀美野町内における水防を総括するため紀美野町に設置する組織をいい、本部長は町長とし、副本部長は副町長とする。ただし、災害対策本部を設置した時は、水防本部は当該組織に統合されるものとする。
- (2) 「水防管理団体」（法第2条第2項）水防の責任を有する市町村（紀美野町）
- (3) 水防管理者（法第2条第3項）水防管理団体である市町村の長（紀美野町長）
- (4) 「消防機関の長」（法第2条第5項）紀美野町消防長
- (5) 水防団（法第6条）水防管理団体が、水防事務を処理するために設置する水防に関する防災組織。水防団は、消防機関と共に、水防管理者の所轄の下に行動する。尚、紀美野町では、消防機関が水防を実施するため、本計画書における「水防団」は適宜「消防団」と読み替えるものとする。
- (6) 「水防警報」（法第2条第8項、法第16条）洪水等によって災害が起こるおそれがあると認めたととき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
- (7) 「水防団待機水位（通報水位）」（法第12条）水防団が出動するために待機する水位。
- (8) 「避難判断水位（洪水特別警戒水位）」（法第13条の4）町長が、避難情報を発令する目安としたり、住民が避難判断の参考とする水位。
- (9) 「氾濫注意水位（警戒水位）」（法第12条第2項）町長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位。住民のはん濫に関する情報への注意喚起、水防団の出動の目安となる水位。
- (10) 「氾濫危険水位（危険水位）」洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずるはん濫のおそれがある水位。
- (11) 「紀美野町災害対策本部」（災害対策基本法第23条及び第42条）災害対策基本法第23条及び紀美野町地域防災計画（災害対策基本法第42条）に基づき、災害に対する緊急措置を迅速かつ的確に実施する為、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合に町長が必要と認めて設置する機関をいう。

第2章 水防の組織

1 水防組織

- (1) 紀美野町水防本部の組織
当町における水防本部の組織は、紀美野町災害対策連絡室の組織により、水防事務を処理する。
- (2) 水防本部の事務分掌
水防本部の事務分掌は、紀美野町災害対策連絡室の事務分掌により行うものとする。

2 本部の設置及び閉鎖

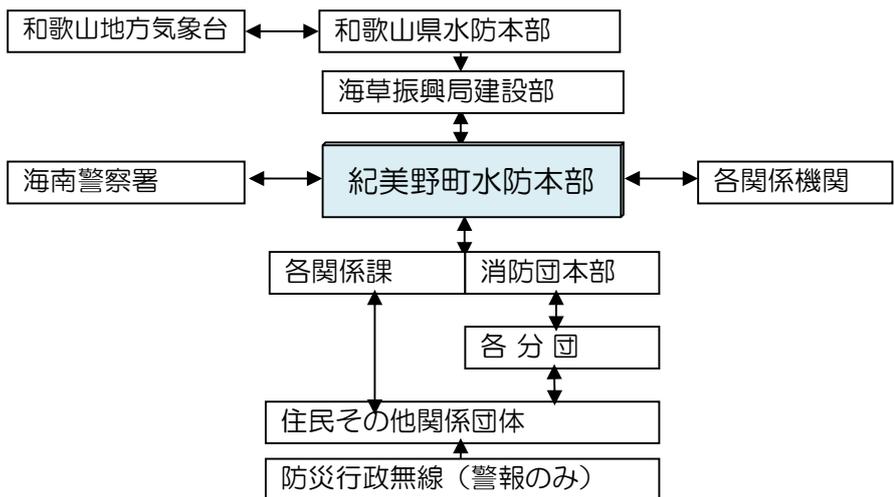
- (1) 本部の設置
町長は、紀美野町災害対策連絡室の設置基準により本部を設置する。
- (2) 本部設置等の伝達
本部を設置した時は、次の各機関へ報告する。

通 知 先	電話番号	県総合防災情報システム	
		電話番号	FAX
県危機管理・消防課	073-441-2260	7-030-300-405	7-030-300-496~499
海草振興局総務県民課	073-441-3436	7-030-300-415	7-030-300-490
海南警察署	073-482-0110		

- (3) 本部の閉鎖
 - ア 町長が必要なしと認めた時、本部を閉鎖する。
 - イ 本部を閉鎖したときは、(2)の各機関へ報告する。

第3章 情報、その他通信連絡

1 気象予報及び水防情報の連絡系統



※ 全国瞬時警報システムにより気象警報（大雨、洪水警報等）情報が消防庁より直接紀美野町及び紀美野町消防団本部に入るとともに防災行政無線により放送される。

第4章 広報活動

1 住民に対する周知方法

水災が発生し、又は発生のおそれがある場合、人心の動揺及び被害拡大防止のため、特に必要のあるときは付近住民に対して応急対策、その他必要な情報を周知させるため、適切な広報活動を行うものとする。

2 広報活動の方法

- (1) 防災行政無線放送による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) 携帯マイクによる広報
- (4) 報道機関への依頼
- (5) サイレン信号及び警鐘信号による広報

第5章 水防信号

1 水防信号

- (1) 水防法第20条の規定により知事が定める信号は次のとおりとする。

区分	方法			警 鐘 信 号					サイレン信号						
	第1信号	第2信号	第3信号	第1信号	第2信号	第3信号	第4信号	第1信号	第2信号	第3信号	第4信号	第1信号	第2信号	第3信号	第4信号
第1信号	○ 休止	○ 休止	○ 休止	○- 5秒	休 10秒										
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	○- 5秒	休 5秒										
第3信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	○- 10秒	休 5秒										
第4信号	乱打			○- 1分	休 5秒	○- 1分									

- 第1信号 水消防団待機水位に達したことを知らせるもの
 第2信号 水防本部に属する者全員が配備すべきことを知らせるもの
 第3信号 該当区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
 第4信号 必要と認める区域内の居住者に、避難のため立退くべきことを知らせるもの

第6章 水防体制

1 職員の配備体制

職員の配備体制は、紀美野町職員初動マニュアル「風水害・その他災害」の配備基準に基づき、本部長の命により行うものとする。なお、消防団の召集は、消防長の判断に基づくものとする。

2 発令及び解除

配備体制の発令、解除は、前記の基準により本部長が行う。

(1) 伝達の方法

ア. 勤務時間内

勤務時間内においては、庁内放送や庁内電話等を通じて総務課長が各課に伝達する。

イ. 勤務時間外

勤務時間外においては、災害発生時連絡網若しくは参集メールにより参集指示を行う。

(2) 非常参集

職員は勤務時間外において、大雨、台風等により水害が発生し、又は発生のおそれがあることを察知した場合は、常に自主的にあらかじめ定められた場所に参集しなければならない。

(3) 非常参集を要しない者

- ア. 身体の故障により許可を受けて休養中の者。
- イ. やむを得ない理由のため、参集できないと所属長が認めた者。

(4) 参集状況の報告

ア. 各所属長は、所属職員の参集状況を取りまとめ、総務課に報告を行う。

3 警戒出動について

水防法第9条に基づき、町内の河川、ため池等について関係所属長は随時巡視を行い、水防上危険があると認められる箇所を発見したときは、本部長に報告し必要な措置をとらなければならない。

第7章 水位測定及び降雨量観測

1 増水状況の調査

関係所属長は、常に水位情報を入手すると共に、必要に応じて現地調査を行い、本部長に報告するものとする。

2 水位測定場所

河川名	測定場所	所在地	水防団待機水位 [注意値]	氾濫注意水位 [警戒値]	備考
貴志川	小川橋	福井	3.5m	4.0m	県
貴志川	永宝橋	毛原宮	2.0m	3.0m	県
貴志川	広瀬橋	樋下	2.0m	4.0m	町
真国川	滝本橋	花野原	2.0m	2.5m	県
真国川	巴王橋	桃山町中畑	2.0m	2.5m	県

3 河川の水位通報

関係所属長は、次に掲げる場合直ちに水防本部に報告するものとする。

- (1) 水防団待機水位に達したとき
- (2) 氾濫注意水位に達したとき、又は越えたとき
- (3) 氾濫注意水位、水防団待機水位より下がったとき

4 降雨量の観測

関係所属長は、正確な降雨情報を迅速に入手し、必要に応じて本部長に報告するものとする。

第8章 重要水防区域・特に警戒を要する区域

1 重要水防区域・特に警戒を要する区域

特に警戒を要する河川、ため池等の区域は、下記のとおりとする。

(1) 知事管理河川

No	河川名	総延長	場 所	岸	危険理由	重要度
1	貴志川	320m	黒沢橋上流320m～黒沢橋上流640m	左	水衝・洗掘	A
2	貴志川	380m	黒沢橋上流240m～黒沢橋上流620m	右	水衝・洗掘	A
3	貴志川	240m	吉見橋下流120m～吉見橋上流120m	右	法崩れ・すべり	B
4	真国川	100m	上ノ川橋下流100m～上ノ川橋	右	堤防高	A
5	貴志川	480m	天神橋上流100m～大門橋	右	堤防断面	A
6	貴志川	100m	滝の川橋下流280m～滝の川橋下流180m	右	水衝・洗掘	A
7	貴志川	100m	三尾川大橋上流50m～三尾川大橋上流150m	左	水衝・洗掘	A
8	貴志川	400m	神原大橋上流70m～神原大橋上流470m	左	水衝・洗掘	A

河川における重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 水 防 箇 所	
	A:水防上最も重要な箇所	B:次に重要な箇所
堤防高	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を超える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が、堤防の計画余裕高に満たない箇所
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工箇所	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある個所で、所要の対策が未施工の箇所
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の全面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他工作物の突出箇所等、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が、未施工の箇所	水衝部にある堤防の全面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所

資 料：令和4年度 県水防計画知事管理河川別表2より対象の項目のみ抜粋

(2) ため池

整理番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
482	海草	303041001	檜河池	動木	72	国道・県道
483	海草	303041002	露谷池	動木	15	国道・県道
484	海草	303041016	馬谷池	動木	11	交番・町道
485	海草	303041045	黒池	動木	8	町道
486	海草	303041048	金魚池	動木	6	町道
487	海草	303041050	中池	動木	6	町道
488	海草	303041122	埋谷口池	小畑	16	国道
489	海草	303041123	埋谷中池	小畑	16	国道
490	海草	303041124	埋谷奥池	小畑	16	国道
491	海草	303041132	大杖上西池	長谷	1	町道
492	海草	303041133	大杖上東池	長谷	1	町道
493	海草	303041156	境内池	長谷	6	県道
494	海草	303041168	かご池	下佐々	5	県道
495	海草	303041171	菖蒲池	下佐々	5	県道
496	海草	303041173	皿の池	下佐々	1	県道
497	海草	303041175	湯の谷池	下佐々	2	町道
498	海草	303041209	他人池	西野	6	県道
499	海草	303041239	不動池	松瀬	5	県道
500	海草	303041257	二ツ他上池	奥佐々	1	町道
501	海草	303042009	亀池	南畑		国道
502	海草	303042037	日裏池	鎌滝	3	国道

資料：令和4年度 県水防計画ため池

(3) 平成23年9月4日 台風12号豪雨による浸水地域

河川名	浸水地域	場 所
貴志川	下佐々	庄原地内住宅
貴志川	下佐々	かわべ公園付近
貴志川	下佐々	吉見橋周辺地域
貴志川	毛原中	古市橋付近
貴志川	三尾川	三瓦川の郷付近
貴志川	野中・神野市場	八景台・十三神社周辺
真国川	四 郷	別荘地(リバーサイドビレッジ・銀河の郷・ペルツの里)
真国川	西 野	蓑原橋付近
真国川	東 野	上ノ川橋下流

(4) 令和5年6月2日 梅雨前線及び台風2号による浸水地域

河川名	浸水地域	場 所
貴志川	下佐々	庄原地内住宅
貴志川	下佐々	飛ノ瀬地内住宅
貴志川	下佐々	河南集会所付近
貴志川	三尾川	三瓦川の郷付近
貴志川	神野市場	別荘地（八景台）
真国川	四郷	別荘地（リバーサイドビレッジ・銀河の郷・ペルツの里）
真国川	花野原	別荘地（滝本橋付近）
真国川	東野	東野集会所付近
真国川	西野	藁原橋付近
真国川	釜滝	薬師口付近

第9章 水防資機材の整備、輸送の確保等

1 水防資機材の整備状況

町が備蓄する水防資機材は下表のとおりである。 令和元年9月30日現在

品 名	数 量	保管場所
土のう	350個	消防本部（南車庫等）
土のう袋	3,356枚	〃（備蓄庫）
〃	1,800枚	本 庁（倉 庫）
杭（鉄製）	163本	消防本部（備蓄庫）
ハンマー	4本	〃（ 〃 ）
掛け矢	4本	〃（ 〃 ）
スコップ	21本	〃（ 〃 ）
つるはし	5本	〃（ 〃 ）
じょれん	17本	〃（ 〃 ）
くわ	1本	〃（ 〃 ）
とんが	1本	〃（ 〃 ）
ウォーターゲル（#2000）	70枚	〃（南側車庫）
ウォーターゲル（#1500）	150枚	〃（ 〃 ）

2 輸送の確保等

資機材及び人員の輸送等は、町有車両をもって対処するものとするが、不足の場合を予測して町内事業所と応急対策業務に関する協定を締結しておくものとする。

事業所名	所在地	連絡先
株式会社農地開発	紀美野町松瀬220-1	489-3278
株式会社野上建設	紀美野町長谷932-2	489-5577
株式会社前谷組	紀美野町西野690-3	489-5394
株式会社吉田組	紀美野町福田12	489-3178
宇恵組	紀美野町福井239	489-3190
株式会社世紀工業	紀美野町下佐々236	489-2716
有限会社なかや造園土木	紀美野町長谷53-1	489-2948
株式会社タニガキ建工	紀美野町上ヶ井30	495-2667
上中土木	紀美野町大角200-1	495-3225
新谷鉄工	紀美野町神野市場338	495-2136
井岡組	紀美野町鎌滝89	495-3257
芝滝建設	紀美野町神野市場324-2	495-3358
上北組	紀美野町円明寺144	497-0200
折口建設	紀美野町野中1	495-2239
折口組	紀美野町神野市場232	495-2020
桐浴建設	紀美野町田246-2	498-0519
株式会社中谷組	紀美野町田187-1	498-0007
有限会社友和建設	紀美野町毛原宮346-1	499-0293
株式会社中田組	紀美野町小西316	499-0309
有限会社ミナミ	紀美野町長谷宮234-7	499-9037
酒井商店株式会社	紀美野町動木555-6	486-0125
品川水道工業株式会社	紀美野町釜滝11-4	489-3757

3 町有車両

(1) 本庁・支所・その他

	トラック		ダンプ	
	普通	軽	普通	軽
本 庁	1	3	1	1
支 所		3	1	1
そ の 他	1	2	1	1

(2) 消防本部・消防署

広報車	ポンプ車	救助工作車	軽積載車
1	4	1	1

(3) 消防団

消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ積載車
2	29

※消防自動車の使用については、常時火災に対する出動態勢を確保しておくこと。

第10章 緊急土砂採集場所

1 緊急土砂採集場所

水災発生時の緊急土砂採集場所は、紀美野町建設残土処理場とする。

第11章 水防作業と警戒

1 水防作業

水防作業は、初期の対応が最も大切で、大きな災害が起きてからでは危険が伴いどうすることもできなくなってしまう事が多い。又、作業は、豪雨の中・強風下・真夜中・狭い場所という極めて過酷な条件の時が多く、安全については特に配慮しなければならない。そのため、水防団員が自身の安全確認が出来ないと判断したときには、自身の避難を優先すること。

2 警戒

水防管理者は、出動命令を発したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、過去の被害個所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、所定の報告を行うこと。

第12章 公用負担

1 公用負担命令権限証

- (1) 水防法第28条により公用負担の権限を行使する場合、水防管理者等にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては次のような証票を携行し、必要ある場合には表示しなければならない。
- (2) 公用負担命令権限の委任を受ける者は、各課長及び消防正副団長とする。
- (3) 水防法第28条により公用負担を命ずるときは、原則として次のような公用負担の証明を目的物の所有者、管理者、又はこれに準ずる権限を有する者に手渡し、これをなすものとする。
- (4) 権限行使により損失を受けた者に対しては、水防法第28条第2項の規定に基づき、時価によりその損失を補償するものとする。

(公用負担の証明)

紀美野町水防管理者 紀美野町長名	年 月 日	右の者〇〇区域における水防法第二十八条第一項の権限行使を委任したことを証明する。	職 名 氏 名	公 用 負 担 命 令 権 限 証	紀美野町水防管理者 紀美野町長名 ㊟	年 月 日	物 件	公 用 負 担 の 証 明
							数 量	
							負 担 内 容 (収 納 使 用 処 分 等)	
							摘 要	

第13章 警察との協議

1 協議事項

水防管理者は、水防活動上警察と密接な関係があるため、あらかじめ必要と認められる事項について協議しておくものとする。

- (1) 通信施設の使用
- (2) 避難情報
- (3) 交通規制
- (4) その他必要と認められる事項

第14章 避難及び救助

1 避難の指示等

避難情報発令の基準は以下を基本とし、不測の事態や各種災害の前兆現象、住民が避難する時間なども踏まえた総合的な判断により行うものとする。また、住民に促す情報からとるべき行動を直感的にわかるように警戒レベルを用いるものとする。

(1) 避難情報発令の実施機関、根拠等

項目	実施責任者	根拠	災害種類
高齢者等避難	町長	根拠法なし	災害全般
避難指示	県知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第29条	高潮洪水
	町長・知事	災害対策基本法第60条	災害全般
	県知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	地すべり
	警察官・海上保安官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
緊急安全確保	町長	避難情報に関するガイドライン	災害全般

(2) 警戒レベルの位置づけ

警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動
警戒レベル5	緊急安全確保	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。
警戒レベル4	避難指示	速やかに避難所へ避難する。避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内の安全な場所に避難する。
警戒レベル3	高齢者等避難	避難に時間を要する高齢者、障害者及び乳幼児などは避難を開始し、その他の者は避難の準備をする。
警戒レベル2	注意報等 ※気象庁発表	避難に備え、避難ルート等の確認を行う。
警戒レベル1	早期注意情報 ※気象庁発表	災害への心構えを高める。

(3) 高齢者等避難、避難指示の概要

【高齢者等避難】

区分	基準及び方法
条件	気象状況等により、過去の災害の発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示を行うことが予想される場合。
趣旨	危険予想地域の町民に対し避難のための準備と事態の周知を行うため
伝達内容	①発令者②危険予想地域③高齢者等避難の発令をすべき理由④携行品その他の注意
伝達方法	広報車や町防災行政無線放送並びにエリアメールによる伝達。広範囲にわたる場合その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送を併用する。

【避難指示】

区分	基準及び方法
条件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は、災害が発生し現場に残留者がいる場合
伝達内容	①発令者②避難理由③避難順位④避難場所⑤避難経路⑥避難後の当局の指示、連絡等
伝達方法	広報車や町防災行政無線放送並びにエリアメールによる伝達。広範囲にわたる場合その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭による伝達、サイレン（水防第四号信号）を併用する。

(4) 避難情報の発令

高齢者等避難、避難指示の発令は、実施責任者又はその委任を受けた者が行う。

ア 避難の指示権の委任を受けた者

- ① 町長の命を受けて災害現場に派遣された職員
- ② 消防長の命を受けて災害現場に派遣された職員及び消防団員等

イ 緊急の場合の指示

緊急を要する場合の避難の指示等については、あらかじめ町長がその権限を委任した者が事態を考慮し、学校その他安全な場所に避難させることができる。この場合、速やかにその状況等を町長に報告し、以後の措置について指示を受ける。

ウ 避難情報の方法

- ① 避難情報を発令する者は、警戒レベルを付した情報を要避難地域の町民に対し、広報車、町防災行政無線放送等により伝達を行うとともに、町内会及び自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達を行う。また、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により避難するよう誘導等を行う。
- ② テレビ、ラジオ放送により避難情報の周知を図るため、放送局へ協力を依頼する。
- ③ 町民は、近隣に居住するひとり暮らしの高齢者や日本語を十分に解さない外国人等に対しても避難情報が確実に伝達されるよう協力する。
- ④ 避難情報を町民に伝達する内容
 - ・避難情報の発令者
 - ・避難情報の対象地域
 - ・避難先とその場所
 - ・避難経路（危険な経路がある場合）
 - ・警戒レベル及び避難情報の理由
 - ・注意事項（火元の確認、避難後の戸締まり、携行品、服装等、避難先明記）

(5) 避難情報発令判断基準

ア 巴王橋（真国川上流域）

種別	判断水位	発令区域	主たる発令方法	発令後対応
高齢者等避難	2.0m	花野原～四郷 真国川上流域	【防災無線放送】 花野原・初生谷・円明寺・四郷	蓑原橋水位計4.8mで野上高野口線通行止め処置
避難指示	3.0m		【防災無線子局放送】 四郷 四郷 (2136) 円明寺 細野診療所 (3005) 花野原 上真国多目的集会所 (3004) 【個別伝達】 四郷地内対象住宅	

イ 滝本橋（真国川下流域）

種別	判断水位	発令区域	主たる発令方法	発令後対応
高齢者等避難	2.0m	花野原～四郷 真国川上流域	【防災無線放送】 松瀬・釜滝・西野・東野・井堰・蓑垣内・真国宮・蓑津呂	蓑原橋水位計4.8mで野上高野口線通行止め処置
避難指示	3.0m		【防災無線子局放送】 釜滝 河北浄水場 (0044) 志賀野小学校 (2052) 西野 長峰前 (0043) 河北浄水場 (0044) 松瀬 落合橋 (0039) 【個別伝達】 四郷・釜滝・西野・松瀬地内対象住宅	

ウ 蓑原橋（真国川流域）

種別	判断水位	発令区域	主たる発令方法	発令後対応
緊急安全確保	5.0m	真国川流域	防災無線放送 町内一円	-

エ 永宝橋（貴志川上流域）

種別	判断水位	発令区域	主たる発令方法	発令後対応
高齢者等避難	3.1m	桂瀬～ 貴志川上流域	【防災無線放送】 桂瀬・今西・菅沢・田・中・毛原下・小西・毛原中・毛原宮・毛原上・長谷宮	田村橋及び久保田橋監視（各2名）
避難指示	3.7m	同上	【防災無線子局放送】 毛原オートキャンプ場 (2111) 吉市バス停 (2113) 【個別伝達】 毛原中地内対象住宅	

オ 小川橋（貴志川下流域）

種別	判断水位	発令区域	主たる発令方法	発令後対応
高齢者等避難	4.7m	三尾川～ 貴志川下流域	【防災無線放送】 三尾川・大角・樋下・神野市場・福田・吉野・下佐々・動木・小畑	庄原住宅・吉見橋・神原橋・三尾川大橋監視（各2名）
避難指示	5.5m	同上	【防災無線子局放送】 三尾川 三尾川大橋北 (2076) 神野市場 農村センター (2063)・神野保育所 (2059) 野上中学校 (2007) 下佐々 下佐々河南集会所 (2008) 海南鋼管南集会所 (2003) 【個別伝達】 海南鋼管団地及び周辺地域	
緊急安全確保	7.5m	貴志川流域	防災無線放送 町内一円	

(6) 警察との協議等

- ア 本部長は、避難及び救助について、あらかじめ必要と認められる事項を警察署長と協議しておくものとする。
- イ 避難指示をする場合においては、海南警察署長にその旨を連絡するものとする。

(7) 避難指示の連絡

ア 町長が避難指示を行った場合

町長は、避難指示を行った場合は、県知事へ報告するとともに下記の関係機関等へ通報する。解除する場合も同様とする。

- ①海草振興局 ②海南警察署 ③指定避難施設
- ④隣接市町村（隣接市町村の施設を避難のために利用する場合）

イ 町長以外が避難指示を行った場合

直ちに町長に報告し、町長はアに準じて関係機関等へ通報する。

2 避難の方法

(1) 避難先

- ア 避難先は、指定場所の避難所に避難するよう周知するものとする。
- イ 避難所については、資料1のとおりとする。
- ウ 緊急の場合は、水災被害から避難できると予想される集会所・児童館等を避難場所とする。

(2) 避難誘導の留意点

ア 誘導員は、混乱した避難者を鎮静にして安全に避難させることを第一として、状況により過重な携帯品等は極力持参しないよう指導に努めること。

イ 避難順位は緊急必要なる地域から行うものとし、通常の場合は次の順位による。

- ① 傷病者、高齢者、幼児、障害者その他単独で避難することが困難な人（災害時要援護者）
- ② 一般住民
- ③ 防災義務者

ウ 誘導員は、最も安全な避難経路を指示するとともに、特に危険な箇所については事前に誘導員を配置し避難中の事故を防止すること。

エ 夜間においては可能な限り投光機等の照明器具を使用し、避難方向を照射すること。

オ 財産の保護は、人命救助後において状況の許す限り最善の方法を講ずるものとする。

3 救急・救助

水災により多数の負傷者が生じた場合は、消防本部・署の体制に基づき対処するものとする。

第15章 水防解除

1 水防解除

管内各河川が氾濫注意水位以下になり、危険がなくなったとき、本部長が水防体制を解除し、これを一般住民に周知するものとする。

第16章 水防報告

1 水防報告

(1) 本部長は、次の事項が発生したとき海草振興局長に報告するものとする。

- ア 消防団を出動させたとき
- イ 他の水防管理者等に応援を要求したとき
- ウ 氾濫したとき
- エ その他必要と認める事態が生じたとき

(2) 関係所属長は、次の事項が発生したとき本部長に報告するものとする。

- ア 水防団待機水位に達したときからの増水状況
- イ 消防職団員を配置したとき
- ウ 区域内住家に水災の危険が切迫したとき、又は氾濫したとき
- エ 道路が通行不能となったとき、及び橋梁が流失したとき
- オ 家屋の流失、倒壊が生じたとき
- カ 水防活動を開始したとき、及び終了したとき
- キ 水災防御活動の状況及び水防工法の状況
- ク 死傷者が生じたとき
- ケ その他必要と認める事態が生じたとき

2 水防顛末報告

(1) 本部長は、水防が終結したとき別紙様式第1により和歌山県知事（海草振興局建設部長経由）に報告しなければならない。

(2) 関係所属長は水防終結後、別紙様式第2により本部長に報告しなければならない。但し、警戒のみに終わった時はこの限りでない。

第 17 章 水防訓練

1 水防訓練

水防管理者は、水防法第 3 2 条の 2 の規定に基づき水防訓練を行うものとする。

第 18 章 要配慮者利用施設

1 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練

法第 15 条第 1 項の規定により町防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施しなければならない。

2 要配慮者利用施設への情報伝達

水防本部から要配慮者利用施設の所有者又は管理者へ、広報車や町防災無線放送、FAX 等を用い、水位等の到達、避難情報に関する情報を伝達する。

3-1-5-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考								
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり340円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上								
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	1. 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2. 限度額1戸当たり6,775,000円以内 3. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1. 費用は設置にかかる原材料費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 給与期間 最高2年以内 4. 被災状況や地域の実情に応じた、民間賃貸住宅の借り上げによる設置についても対象とする。								
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり平均1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり	輸送費、人件費は別途計上								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は賞与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1. 現物給付に限ること 2. 防寒対策や猛暑による熱中症及び脱水症状対策によるストープ又は扇風機も対象とする。								
					区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
					全壊・全焼・流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
						冬	31,800	41,100	57,200	16,900	84,300	11,600
					半壊・半焼	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬	10,100	13,200	18,800	22,300		28,100	3,700					
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1. 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上								
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした物であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	災害発生の日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上								

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
住宅の応急修理(被害拡大防止)	住宅が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある者	住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して 1世帯あたり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内	・特例基準の設定はなし ・1世帯あたり平均ではなく各世帯ごとの基準額 ・ブルーシート、ロープ、土嚢などの資材費及び建設業。団体等が行う際の施工費用の合計
住宅の応急修理(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理することができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 706,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内	実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる。
	住宅が半壊(焼)に準ずる程度に損傷し、自らの資力により応急修理することができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 343,000円以内		
学用品の給与	住宅の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,800円 中学校生徒 1人当たり 5,100円 高等学校生徒 1人当たり 5,600円	災害発生の日から(教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合はこの実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 (一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり5,500円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1. 検案は、原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイス購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる。
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3-1-5-2(1) 対象世帯と支給限度額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる
 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	ア. 全壊	イ. 解体	ウ. 長期避難	エ. 大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

ア. 住宅が「全壊」した世帯
 イ. 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 ウ. 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 エ. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円
中規模半壊	100万円	50万円	25万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

3-1-5-2(2) 支援金の対象等

(1)災害弔慰金等支給及び援護資金貸付計画

種類	支給・貸付対象となる災害の規模	支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額																										
災害弔慰金 災害障害見舞金	(1)市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 (2)都道府県において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 (3)都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 (4)災害救助法が適用された市町村をその区域内を含む都道府県が2以上ある場合の災害	市町村のうち当該災害により死亡(災害後3ヶ月間生死不明の場合を含む)した者の遺族及び負傷し、又は疾病にかかり治った時に精神又は身体に別に定める程度の障がいがある者																										
		<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>災害弔慰金</th> <th>災害障がい見舞金</th> </tr> <tr> <td>生計維持者</td> <td>500万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>250万円</td> <td>125万円</td> </tr> </table>	区分	災害弔慰金	災害障がい見舞金	生計維持者	500万円	250万円	その他	250万円	125万円																	
区分	災害弔慰金	災害障がい見舞金																										
生計維持者	500万円	250万円																										
その他	250万円	125万円																										
災害援護資金	県の区域内で災害救助法による適用が行われた市町村が1以上ある自然災害	市町村の住民のうち当該都道府県内で次の被害を受けた世帯の世帯主 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">災害の種類及び程度</th> <th colspan="2">1世帯当たりの貸付限度額</th> </tr> <tr> <th>世帯主の1ヶ月以上の負傷がある場合</th> <th>世帯主の1ヶ月以上の負傷がない場合</th> </tr> <tr> <td>家財等の損害がない場合</td> <td>150万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家財等1/3以上の損害がある場合</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>住居が半壊した場合</td> <td>270万円</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td> <td>350万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>住居が全壊した場合</td> <td>350万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td> <td>350万円</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>住居の全体が滅失もしくは流失した場合</td> <td>350万円</td> <td>350万円</td> </tr> </table>	災害の種類及び程度	1世帯当たりの貸付限度額		世帯主の1ヶ月以上の負傷がある場合	世帯主の1ヶ月以上の負傷がない場合	家財等の損害がない場合	150万円		家財等1/3以上の損害がある場合	250万円	150万円	住居が半壊した場合	270万円	170万円	上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円	250万円	住居が全壊した場合	350万円	250万円	上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円	350万円	住居の全体が滅失もしくは流失した場合	350万円	350万円
災害の種類及び程度	1世帯当たりの貸付限度額																											
	世帯主の1ヶ月以上の負傷がある場合	世帯主の1ヶ月以上の負傷がない場合																										
家財等の損害がない場合	150万円																											
家財等1/3以上の損害がある場合	250万円	150万円																										
住居が半壊した場合	270万円	170万円																										
上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円	250万円																										
住居が全壊した場合	350万円	250万円																										
上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円	350万円																										
住居の全体が滅失もしくは流失した場合	350万円	350万円																										

(1)所得制限有り (2)利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5%(据置期間中は無利子)
 (3)据置期間 3年(特別の場合は、5年) (4)償還期間 10年(据置期間を含む)
 (5)償還方法 年賦、半年賦又は月賦

(2)生活福祉資金貸付条件一覧

資金の種類	貸付限度	据置期間	償還期限	備考
総合支援資金				
生活支援費	(二人以上)月20万円	6月以内	20年以内	
※最長1年間の生活費	(単身)月15万円			
住宅入居費	40万円			
一時生活再建費	60万円			
福祉資金				
福祉費	580万円 ※資金の用途に応じて目安額を別途設定	6月以内	20年以内	標準となる貸付対象経費 ・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費 ・住宅の増改築等に必要経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費 ・災害を受け臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の転居等に必要経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用自動車の購入に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費
緊急小口資金	10万円	2月以内	8月以内	
教育支援資金				
教育支援費	月6.5万円	卒業した後 6月以内	20年以内	
就学支度金	50万円			
不動産担保型生活資金				
(一般世帯向け)	月30万円	契約終了後 3月以内	据置期間終了 時	貸付限度は、土地の評価額に基づき定められた額を上限として、月額上限は左記のとおり
(要保護世帯向け)	生活扶助額の1.5倍			

(注)貸付利子は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年1.5%(不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート)。ただし、緊急小口資金及び教育支援資金は無利子。

3-1-5-4(1) 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書

災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書

農林水産省近畿農政局和歌山農政事務所長 新田勉（以下「甲」という。）と和歌山県知事 二坂吉伸（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合において、食糧安定供給特別会計に属する物品のうち政府倉庫、及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀、災害対策用乾パン（以下「災害救助用米穀等」という。）の被災地域における引渡しの円滑を期するため、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成18年6月15日付け18総食第294号総合食料局長通知）に係る引渡しに関し、次の事項を協定する。

（和歌山県の引渡要請）

第1条 甲は、乙から災害救助用米穀等の緊急引渡しについて要請を受け、乙に対して直接引渡しを決定した場合は、直ちにこれを引き渡すものとする。

（市町村の引渡要請）

第2条 甲は、交通・通信の途絶のため市町村長から直接、甲又は当該地区を管轄する地域課長若しくは倉庫の責任者に対し、災害救助用米穀等の引渡しの要請があった場合は、これを引き渡すものとする。

（買受け）

第3条 乙は、第1条又は第2条により、乙又は市町村長が災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、その全数量について所定の価格により買い受けるものとする。

なお、この場合の価格については、契約担当官総合食料局長が、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として決定することを原則とする。

（価格の通知）

第4条 甲は、第3条により決定された価格を乙に通知するものとする。

（売買代金の納付）

第5条 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。

（1）災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として30日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3ヶ月以内とする。

これらの期間については、甲が乙と協議の上、決定するものとする。

ア 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと

イ 自衛隊の派遣が行われていること

ウ 乙から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること

（2）国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3ヶ月以内とし、甲が乙と協議の上、決定するものとする。

(正品の引渡し)

第6条 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品(損傷品等)の引渡しは行わないものとする。ただし、乙又は乙若しくは市町村長が指定する者(乙又は市町村長が取扱業者として指定した販売業者等をいう。以下「引取人」という。)が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため乙又は引取人から引渡しの要請があった場合は、当該事故品を引き渡して差し支えないものとする。

(引渡手続)

第7条 災害救助用米穀等の引渡しの手続については、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」(平成18年6月15日付け18総食第294号総合食料局長通知)によるものとする。

(協議)

第8条 この協定によりがたい不測の事態が生じた場合は、法令等の定めによるほか双方誠意を持って協議の上、これを決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成20年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了するまでの間に、甲乙何らの申出がないときは、新たな協定が締結されるまでの間継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

なお、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しに関する協定書」(平成18年8月14日協定)は廃止する。

平成19年5月9日

	農林水産省		
甲	近畿農政局	和歌山農政事務所長	新田 勉
乙	和歌山県知事		仁坂吉伸

3-1-5-7 住家被害程度の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のものである、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のものである、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものであるとする。
半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のものである、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものであるとする。
住家の床上浸水土砂の堆積等	全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のものである、又は土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったものである。

(1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3-1-5-8(1) 町内医療機関

医療機関名	所在地	診療科目	連絡先
岩橋医院 きみのファミリークリニック	下佐々	内科・胃腸科・放射線科	489-2150
国保野上厚生総合病院	小畑	総合	489-2178
谷田クリニック	小畑	内科・消化器科・循環器科・小児科・アレルギー科	489-6800
にしもと内科クリニック	吉野	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・小児科・アレルギー科	489-8338
みぞばたクリニック	動木	胃腸科・内科・外科・肛門科・アレルギー科・放射線科	489-6100
国保国吉診療所	田	内科	498-0002
長谷毛原診療所	毛原宮	内科	499-0300
真国診療所	真国宮	内科	497-0002
細野診療所	円明寺	内科	497-0241

3-1-5-8(2) 血液調達先

名称	所在地	電話
和歌山県赤十字血液センター	和歌山市和佐関戸118-5	073-477-7711
和歌山県田辺赤十字血液センター紀南出張所	西牟婁郡上富田町生馬674-18	0739-33-9924

3-1-5-8(3) 医薬品等主要調達先

名称	所在地	電話
アルフレッサ(株)和歌山支店	和歌山市鳴神605	073-476-5051
(株)メディセオ和歌山FLC	和歌山市松島225	073-471-7123
(株)ケーエスケー 和歌山支店	和歌山市秋月321-10	073-475-5070
(株)スズケン 和歌山事業所	和歌山市加納295-15	073-475-1250
東邦薬品(株)和歌山営業部和歌山営業所	和歌山市栗栖352-1	073-476-5011
(株)大黒	和歌山市手平3-8-43	073-431-0316
セイコーメディカル(株)	和歌山市築港6-9-10	073-435-2333

3-1-5-8(4) 地区医師会所在地・連絡先

医師会名	住所	電話・FAX
一般社団法人 海南医師会	海南市日方1519-10	TEL 073-483-4791
	海南市保健福祉センター3階	FAX 073-483-2623

3-1-5-8(5) 和歌山県救急告示医療機関

名称	所在地	電話
国保野上厚生総合病院	紀美野町小畑198	073-489-2178

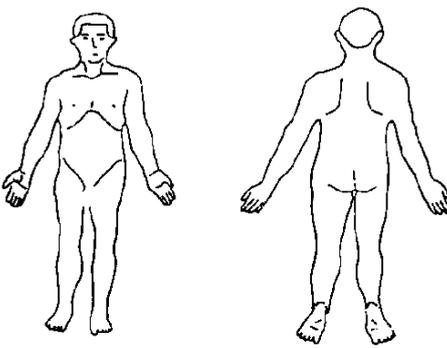
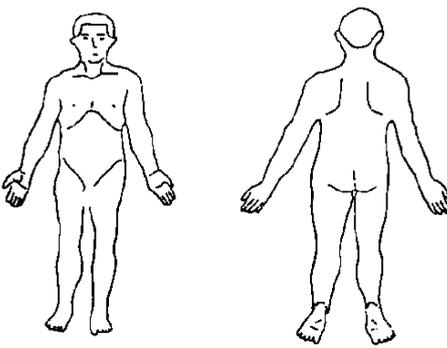
3-1-5-8(6) 和歌山県統一様式のトリアージタグ

優先度	色別	疾病状況	診断
第一順位	赤	生命、四肢の危機的状況	呼吸困難、重傷熱傷、多発外傷、大出血、クラッシュシンドローム、ショックなど
第二順位	黄	数時間処置を遅らせても悪化しない程度	中等熱傷、四肢長管骨骨折、脊髄損傷、脱臼など入院治療を要する患者
第三順位	緑	軽傷外傷、通院治療が可能	打撲、捻挫、外傷、小骨折、過換気症候群、小範囲熱傷など
第四順位	黒	生命兆候のないもの	死亡又は明らかに生存の可能性がないもの

1～3枚目（表面）

3枚目裏面（収容医療機関用）

※モギリ部分は3枚目のみ

(災害現場用)				23.2cm	特記事項	
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)			
住所 (Address)		電話 (Phone)				
トリアージ 実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ 実施者名				
搬送機関名		収容医療機関名				
トリアージ 実施場所		トリアージ 区分 O I II III				
症状・疾病名			医 師 救急救命士 そ の 他			
特記事項						
O (黒)						
I (赤)						
II (黄)						
III (緑)						
O (黒)						
I (赤)						
II (黄)						
III (緑)						
11.0cm						

3-1-5-11 紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例

紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成18年1月1日

条例第97号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害(以下第11条までにおいて単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条から第11条までに規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合(その症状が固定したときを含む。)において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならぬ。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1箇月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の規定による違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和58年野上町条例第4号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年美里町条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年12月19日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年6月25日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

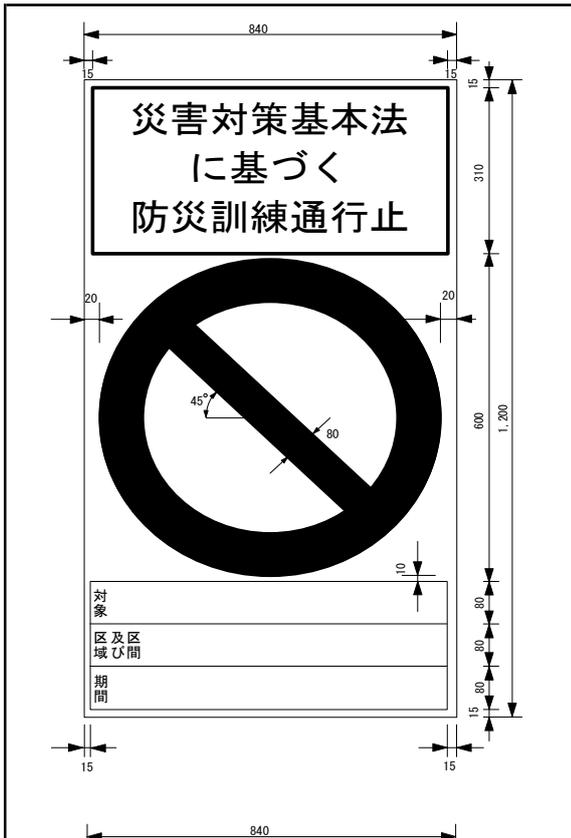
(経過措置)

2 この条例による改正後の紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月25日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

3-1-15-1(1) 基本法施行規則第1条及び第5条による通行の禁止又は制限について



備考
 1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 2. 縁線及び区分線の太さは、1cmとする。
 3. 図示の長さの単位はcmとする。
 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の2分の1まで縮小することができる。



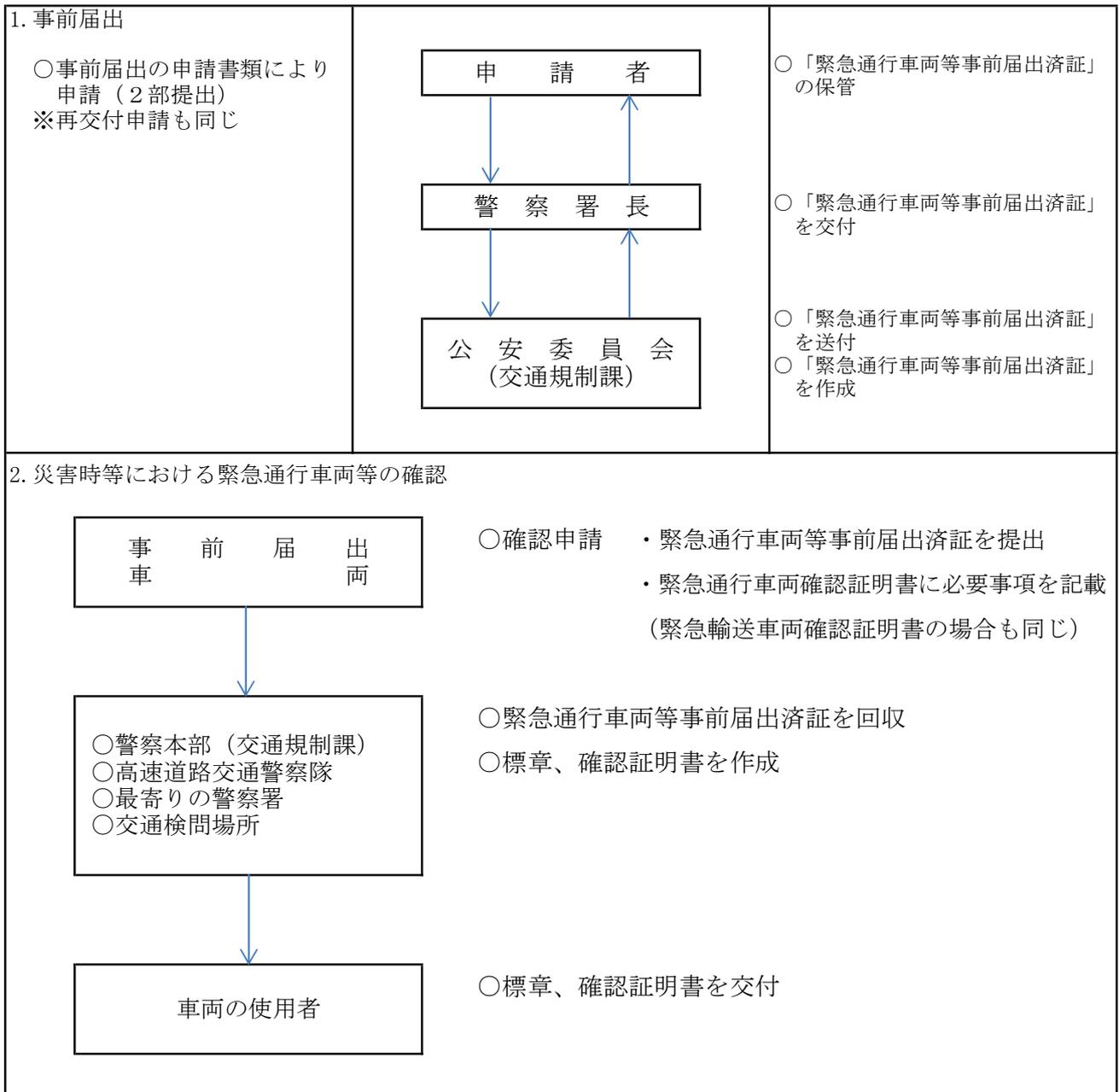
備考
 4. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 5. 縁線及び区分線の太さは、1cmとする。
 6. 図示の長さの単位は、cmとする。
 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の2分の1まで縮小することができる。

3-1-15-1(2) 基本法施行規則第6条による緊急通行車両の標章及び証明書の様式

<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="margin: 0;">登録(車両)番号 <input style="width: 100px;" type="text"/></p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin: 0;">緊急</p> <p style="margin: 0;">有効期限 <input style="width: 20px;" type="text"/>年 <input style="width: 20px;" type="text"/>月 <input style="width: 20px;" type="text"/>日</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">21</p>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」「有効期限」「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。 2.記号の部分に表面の画像が光の反射に応じて変化する措置を施すものとする。 3.図示の長さの単位はmmとする。
--	--

第	号		年 月 日	<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">緊急通行車両確認証明書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">知 事 印 公安委員会 印</p>
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名）				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

3-1-15-1(3) 緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャート



別記様式第1号

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 和歌山県公安委員会 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">申請者 住所 氏名 印</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">電話 () 局 番</div>		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途		
輸送人員又は品名		
使用 者	住 所	
	電話 () -	
	氏 名	
出 発 地		

(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び自動車検査証の写しを添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 号

災害応急対策用

緊急通行車両事前届出済証

年 月 日

和歌山県公安委員会

印

- 備考 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
 2 用紙の地の色は白色とし、文字の色は黒色とする。

- 注 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。
- 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、和歌山県公安委員会（警察署を経由）に届け出て再交付を受けてください。
- 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
- (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
 - (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
 - (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

車 両 番 号	
---------	--

災害時における確認欄	確認日時	年 月 日	午前・後	時 分
	確認場所			
	確認者所属・氏名			

3-1-15-1(4)異常気象時における道路通行規制基準

区分	路線名	規制区間		交通量 T90 台/日	規制条件(通行止)		気象等観測所	危険内容	備考
		所在地	延長 (km)		気象等基準値				
					連続雨量 (mm)	時間雨量 (mm)			
一般国道 (県管理)	国道370号	海草郡紀美野町松瀬 海草郡紀美野町毛原宮	20.7	1,600	120		海草振興局建設部 海南工事事務所紀美野駐在	落石、 土砂崩落	
一般国道 (県管理)	国道370号	海草郡紀美野町毛原宮 海草郡紀美野町長谷宮	3.5	800	120		美里中学校	落石、 土砂崩落	
一般国道 (県管理)	国道370号	海草郡・伊都郡界 伊都郡高野町矢立	6.5	1,100	120	30	高野山 (和歌山地方気象台)	落石、 土砂崩落	
主要県道 (県管理)	高野口野上線	海草郡紀美野町松瀬 海草郡・那賀郡界	6.0	700	120		海草振興局建設部 海南工事事務所紀美野駐在	落石、 土砂崩落	
主要県道 (県管理)	海南金屋線	海南市別所 海南市・海草郡界	6.0	3,100	120		海南市消防本部	落石、 土砂崩落	
主要県道 (県管理)	美里龍神線	海草郡紀美野町樋下 海草郡紀美野町上ヶ井	4.0	200	120		紀美野町役場	落石、 地すべり	
一般県道	奥佐々阪井線	海草郡紀美野町宮ノ前 海草郡紀美野町吉見	5.2	1,800	120		海草振興局建設部 海南工事事務所紀美野駐在	落石、 土砂崩落	
一般県道	野上清水線	海草郡・有田郡界 海草郡紀美野町宮ノ前	7.9	1,800	120		海草振興局建設部 海南工事事務所紀美野駐在	落石、 土砂崩落	

3-1-15-2(1)輸送用自動車確保状況

所有者	型式	台数	備考
紀美野町	四輪車	59台	広報車・バン・トラック等

※町の所有車両が調達不能になった場合は、輸送条件を示して県支部に応援を要請する。

3-1-15-2(2)燃料調達先一覧

名称	所在地	連絡先(電話番号)
栗林石油店	紀美野町 田13	498-0036
尾上石油店	紀美野町 毛原下58	499-0233
弓庭石油店	紀美野町 毛原宮261	499-0102
石場石油店	紀美野町 下佐々221	489-2195
皆橋石油店	紀美野町 小畑486	489-2234

3-1-16 知事への部隊派遣要請書及び部隊等の撤収要請書の様式

年 月 日

和歌山県知事 様

紀美野町長

部隊等の派遣要請要求書

災害対策基本法第68条の2の規定により、部隊等の災害派遣要請を下記のとおり要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 区域
 - (2) 活動内容
- 4 その他

年 月 日

和歌山県知事 様

紀美野町長

部隊等の撤収要請要求書

年 月 日災害派遣を受けた部隊等の撤収要請を下記のとおり要求いたします。

記

- 1 撤収を希望する日付
- 2 撤収要請を要求する理由

3-1-17 和歌山県防災ヘリコプター応援協定

和歌山県防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、和歌山県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の行政区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等の行政区域内で災害が発生した場合に当該市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が次のいずれかに該当するため、防災ヘリによる活動が必要と判断するとき、和歌山県知事（以下「知事」という。）に対して、行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品名及び数量
- (7) その他の必要事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、和歌山県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 第4条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない町村にあっては、当該町村長）が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 第4条の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、和歌山県下消防広域相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、和歌山県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、和歌山県が負担する物とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、和歌山県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成8年3月1日から適用する。

3-3-2 協定一覧

地方公共団体及び消防関係

締結年月日	協定等名	協定機関等
H8. 2. 22	和歌山県防災ヘリコプター応援協定書	和歌山県、県内全市町村、県内全消防組合
H8. 2. 23	水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書	公益社団法人日本水道協会和歌山県支部 県下53関係事業体
H8. 3. 1	和歌山県下消防広域相互応援協定書	県内全市町村、県内全消防組合
H18. 4. 1	海南市・紀美野町消防相互応援協定書	海南市
H18. 4. 1	有田川町・紀美野町消防相互応援協定	有田川町
H18. 4. 1	那賀消防組合・紀美野町消防本部消防相互応援協定	那賀消防本部
H18. 3. 31	和歌山県内における自動車電話・携帯電話等からの119番通報接続に関する確認書	県内全市町村、県内全消防組合
H24. 4. 1	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局
H24. 12. 13	紀美野町・かつらぎ町・伊都消防組合消防相互応援協定	かつらぎ町、伊都消防本部
H27. 4. 1	和歌山広域消防指令共同運用に係る消防相互応援協定に関する覚書	和歌山市消防局、海南市消防本部・那賀消防組合

その他

締結年月日	協定等内容	協定先企業名等
H7. 12. 14	災害時の医療救護についての協定書	一般社団法人 海南医師会
H19. 9. 27	防災関係の協働事業に関する協定書	ながみね農業協同組合
H20. 3. 26	避難所等における食品の衛生確保の協力に関する協定書	海南海草食品衛生協会
H20. 4. 1	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	町内土木業者各社
H20. 5. 9	災害発生時における応急対策業務に関する協定書	和歌山県自動車整備振興会和歌山支部
H20. 11. 12	災害時の相互協力に関する覚書	郵便事業株式会社 海南支店
H22. 10. 1	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	国保野上厚生総合病院、海南海草老人福祉施設事務組合、(社)清和福祉会、(社)あおい会
H24. 12. 28	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社 和歌山支店
H25. 1. 9	紀美野町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書	社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会
H25. 4. 1	災害時等の応援に関する申合せ	近畿地方整備局
H25. 4. 1	大規模災害時における一般廃棄物応急対策業務に関する協定書	海南海草清掃協同組合
H26. 9. 18	災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書	公益社団法人 和歌山県トラック協会
H27. 1. 30	災害時における住家の被害認定に関する協定書	公益社団法人 日本建築家協会、一般社団法人 和歌山県建築士会、一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会
H27. 7. 1	和歌山県と和歌山産業廃棄物協会との間で締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づく廃棄物処理等の実施に係る覚書	一般社団法人和歌山産業廃棄物協会
H27. 12. 22	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター
H28. 1. 22	災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人 和歌山県不動産鑑定士協会
H28. 5. 12	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	(有)ライフパートナー ハーホーム 東雲
H28. 12. 22	災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人 和歌山県建築士会 海草支部

3-3-2 協定一覧

その他（つづき）

締結年月日	協定等内容	協定先企業名等
H29. 6. 12	災害の発生時におけるLPガス等の供給に関する協定書	野上美里ガス協同組合
H29. 9. 15	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	きのくに葬祭事業協同組合
R2. 3. 30	災害発生時における法律相談業務等における協定書	和歌山弁護士会
R3. 11. 12	地域防災支援に関する協定書	トヨタカローラ和歌山株式会社・株式会社なか モーター自工・あいおいニッセイ同和損害保険株 式会社和歌山支店
R4. 2. 28	災害に係る情報発信等に関する協定書	ヤフー株式会社
R4. 4. 22	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	佐川急便株式会社
R4. 9. 2	災害時における段ボール製品の調達に関する協定書	オカジ紙業株式会社
R5.4.19	災害時における物資供給に関する協定書	VASTLAND株式会社

4-3 紀美野町罹災証明取扱規程

紀美野町罹災証明取扱規程

平成18年9月7日

訓令第61号

(趣旨)

第1条 この訓令は、風水害等の災害（火災を除く。）によって生じた損害等の証明（以下「証明」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(証明の区分)

第2条 証明は、罹災証明及び罹災届証明とし、次の区分により取り扱うものとする。

- (1) 罹災証明 罹災物件が確実な証拠によって立証できる場合、又は調査職員の現場確認等により行うもの。
- (2) 罹災届証明 罹災物件が確実な証拠によって個々に立証できない場合に行うもの。

(証明責任者)

第3条 前条の規定による証明は、町長が行うものとする。

(証明の申請)

第4条 証明の申請は、罹災証明にあつては罹災証明交付申請書（様式第1号）により、罹災届証明にあつては罹災届証明交付申請書（様式第2号）によるものとする。

- 2 申請は、原則として当該罹災物件の所有者、管理者及び占有者（以下「関係者」という。）が行うものとする。
- 3 前項に掲げる者以外の者が申請を行う場合は、委任者自筆の委任状（様式第3号）を提出させるものとする。
- 4 第1項の罹災証明交付申請書又は罹災届証明交付申請書（以下「申請書」という。）を受理し、その内容が第2条各号に適合しているときは、町長の決裁を受けた後、罹災証明書（様式第4号）、若しくは罹災届証明書（様式第5号）を申請者に交付するとともに写しを保管しなければならない。

(様式の特例)

第5条 申請書及び証明書の様式がその提出先において特に定めたものがある場合は、これを前条各項の規定に定めるものとみなして処理することができる。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年12月27日訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

罹災証明交付申請書

申請年月日 年 月 日

紀美野町長 様

申請者	住所	
	フリガナ	
	氏名	印
	電話番号	-()-

罹災原因	<input type="checkbox"/> 台風 号 <input type="checkbox"/> 風雨 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ()		
罹災年月日	年 月 日 (曜日) 時 分頃		
罹災場所			
罹災物件	<input type="checkbox"/> 建物 用途【 】 構造【 】	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 流出 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	<input type="checkbox"/> 家財 【 】		
	<input type="checkbox"/> その他 【 】		
罹災の状況			
罹災物件の所有者等	住所		区 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他 () 分
	氏名		
罹災証明書の提出先			

申請書へは、本人確認できるものを提示してください。

年 月 日交付

委 任 状

私は、

受 任 者	住 所
	フリガナ
	氏 名

を私の代理人に選任し、(罹災証明書・罹災届証明書)の交付の申請及び受領に関する行為を委任します。

年 月 日

住 所

委任者

氏 名

印

罹 災 証 明 書

世 帯 主 住 所	
世 帯 主 氏 名	
(追加記載事項欄①)	

罹 災 原 因	年 月 日 の		による
---------	---------	--	-----

被災住家 [※] の 所在地	
住家 [※] の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	【住家以外の建物や動産の被害】
	【証明書^①の提出先】

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

紀美野町長

罹 災 届 証 明 書

世 帯 主 住 所	
世 帯 主 氏 名	
(追加記載事項欄①)	

罹 災 原 因	年 月 日 の	による
---------	---------	-----

被災住家 [※] の 所在地	
住家 [※] の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	【住家以外の建物や動産の被害】
	【証明書^①の提出先】

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

紀美野町長